

議事日程 (第2号)

令和元年9月5日 午前10時00分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
(損害賠償の額を定め、和解することについて)
- 日程第 3 承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
(損害賠償の額を定め、和解することについて)  
(日程第2～日程第3 質疑・討論・採決)
- 日程第 4 認定第1号 平成30年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第2号 平成30年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第3号 平成30年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第4号 平成30年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第5号 平成30年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第6号 平成30年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第7号 平成30年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第8号 平成30年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第9号 平成30年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第13 認定第10号 平成30年度中間市病院事業会計決算認定について  
(日程第4～日程第13 質疑・委員会付託)
- 日程第14 第37号議案 令和元年度中間市一般会計補正予算 (第2号)
- 日程第15 第38号議案 令和元年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第2号)

- 日程第16 第39号議案 令和元年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）  
（日程第14～日程第16 質疑・委員会付託）
- 日程第17 第40号議案 中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例
- 日程第18 第41号議案 中間市職員定数条例等の一部を改正する条例
- 日程第19 第42号議案 中間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び  
中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例
- 日程第20 第43号議案 中間市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改  
正する条例
- 日程第21 第44号議案 中間市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第22 第45号議案 中間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する  
条例
- 日程第23 第46号議案 中間市児童遊園設置条例の一部を改正する条例
- 日程第24 第47号議案 中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第25 第48号議案 中間市市営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第26 第49号議案 中間市消防団条例の一部を改正する条例  
（日程第17～日程第26 質疑・委員会付託）
- 日程第27 第50号議案 中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 日程第28 第51号議案 中間市森林環境譲与税基金条例  
（日程第27～日程第28 質疑・委員会付託）
- 日程第29 第52号議案 中間市道路線の廃止について
- 日程第30 第53号議案 中間市道路線の変更について  
（日程第29～日程第30 質疑・委員会付託）
- 日程第31 会議録署名議員の指名

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員（16名）

1番 植本 種實君	2番 小林 信一君
3番 堀田 克也君	4番 柴田 芳信君
5番 田口 澄雄君	6番 田中多輝子君
7番 掛田るみ子君	8番 草場 満彦君
9番 中尾 淳子君	10番 山本 慎悟君

1 1 番	安田 明美君	1 2 番	梅澤 恭徳君
1 3 番	柴田 広辞君	1 4 番	中野 勝寛君
1 5 番	井上 太一君	1 6 番	下川 俊秀君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	福田 浩君	副市長	………	白尾 啓介君
教育長	………	片平 慎一君	総務部長	………	園田 孝君
市長公室長	………	田中 英敏君	市民部長	………	安徳 保君
保健福祉部長	………	船津喜久男君	建設産業部長	………	藤田 宜久君
教育部長	………	佐伯 道雄君			
環境上下水道部長	………				井上 一君
市立病院事務長	………	貞末 孝光君	消防長	………	三船 時彦君
総務課長	………	後藤 謙治君	財政課長	………	蔵元 洋一君
公共施設管理室長	………				大貝 憲司君
安全安心まちづくり課長	………				石井 浩司君
秘書広報課長	………	田代 謙介君	企画政策課長	………	濱田 学君
課税課長	………	芳賀麻里子君			
人権男女共同参画課長	………				大庭 省二君
福祉支援課長	………	亀井 誠君	健康増進課長	………	岩河内弘子君
こども未来課長	………	平川 佳子君	介護保険課長	………	冷牟田 均君
都市計画課長	………	白石 和也君	建設課長	………	原口 憲一君
教育施設課長	………	北原 鉄也君	学校教育課長	………	松永 嘉伸君
学校指導課長	………	小野 篤志君	生涯学習課長	………	米満 孝智君
上水道課長	………	田中 秀一君	下水道課長	………	高田洋次郎君
市立病院課長	………	末廣 勝彦君			

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村 拓生君	書 記	谷山 隆二君
書 記	志垣 憲一君	書 記	石田 花野君

---

一 般 質 問 (令和元年第3回中間市議会定例会)

令和元年9月5日

NO. 1

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
梅 澤 恭 徳	<b>中間市行財政改革におけるRPAの活用について</b> ①中間市経営プランにおける勤務状況の調査及び働き方改革に向けて、具体的にどのように成果を出されるのか所見を伺いたい。 ②先進事例の活用とRPA導入についての所見を伺います。	市 長
	<b>市長交際費について</b> 福田市長が、平成29年6月に就任されて以降に支出された市長交際費の使途と目的について伺います。	市 長
田 口 澄 雄	<b>ふるさと納税の今後の市としての対応について</b> ふるさと納税に依拠した予算が年々大きくなってきていますが、今後もこうした方針を続けるのかどうかお聞きします。	市 長 関係部課長
	<b>固定資産所有者の死亡に伴う相続手続きの不履行の実態と問題点について</b> 所有者不明の土地について国でも問題となっています。そうした中で、固定資産所有者の死亡に伴う相続手続きの不履行による賦課について、全国的にも問題となっています。中間市の実態と、今後の対応についてお聞きします。	市 長 関係部課長
田 中 多 輝 子	<b>高齢者の補聴器購入に対する助成事業について</b> 認知症が社会問題となっており、難聴は認知症の危険因子となっています。年金生活の高齢者にとって補聴器はかなりの高額です。独自の補助を始める自治体が広がっています。加齢性難聴者に対する補聴器購入費の助成事業についてお伺いします。	市 長 関係部課長
柴 田 芳 信	<b>防災対策について</b> ・3月議会におきまして、「中間市防災会議を開催し計画等の見直しを行っています」と言われました、見直しについてお聞きします。 ・「行政など公的機関による公助だけでは、限界が生じます。自助・公助の重要性を訴え、行政と市民が一体となり、災害に取り組んでいく体制づくりに努めております」と言われました。体制づくりについて具体的にお聞きします。	市 長 担当部課長
	<b>非常用電源装置について</b> 非常用電源装置の工事も始まり、今後は、設備の維持管理が伴ってきます。どのような体制で行っていくのかお聞きします。	市 長 担当部課長

一 般 質 問 (令和元年第3回中間市議会定例会)

令和元年9月5日

NO. 2

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
掛 田 るみ子	<p><b>職員厚生会事業の内容とあり方について</b>                      本市は福岡県市町村福祉協会に加盟し、職員の福利厚生として、祝金、弔慰金、見舞金、各種援助金など手厚い支給が行われています。現職員への福利厚生としての支給は理解できますが、退職者にも支給されている現状は理解しがたいものがあります。この事業の内容と今後のあり方についてお伺いします。</p>	市 長 関係部課長
	<p><b>LINEの公式アカウントの活用について</b>                      本市ではLINEの公式アカウントを「中間市観光案内」から「中間市」のみで情報発信する予定と伺っています。どのような活用をするおつもりかお伺いします。                      LINEで、道路の陥没などを市に通報できるシステムを導入している自治体があります。素早く補修ができ道路の安全が確保されるとともに、市民の満足感向上につながるものと思われます。この機会に、新たな活用を入れてはいかがでしょうか。</p>	市 長 関係部課長
	<p><b>幼児教育・保育の無償化について</b>                      10月から幼児教育・保育の無償化が始まりますが、本市の概要と見通しについてお伺いします。                      対象人数は何人いるのか。                      申請が必要な方への周知はどうするのか。                      本市の負担額はどの位か。                      0歳から2歳までの課税世帯へ支援について。</p>	市 長 関係部課長
草 場 満 彦	<p><b>武道場の活用状況について</b>                      各中学校に建設された武道場の活用状況を伺いたい。                      (当初の目的と利用の現状)</p>	市 長
	<p><b>新規事業の予算執行後の現状把握について</b>                      新規事業の実施後の把握、費用対効果の検証は十分に実施しているのかを伺いたい。</p>	市 長

一 般 質 問 (令和元年第3回中間市議会定例会)

令和元年9月5日

NO. 3

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
植 本 種 實	<p><b>中間市立病院について</b></p> <p>①市立病院においては老朽化により、空調、水漏、耐震化などの問題が生じています。市長は公約どおり市立病院を建て替えるお考えですか。また、市立病院を現在と同規模で建て替える場合、建物の建設費用及び設備の費用はどのくらい必要となりますか。</p> <p>②市立病院の運営については、人口減少、高齢化、財政難などの課題を踏まえ、10年、20年後の将来を見据えなければいけないと思いますが、市長は市立病院の運営については、どのようにお考えですか。</p> <p>③市立病院あり方検討委員会が設置されましたが、同委員会ではどのようなことを審議されるのですか。</p> <p>④市立病院あり方検討委員会において、アンケートが実施されましたが、その結果について伺います。また、アンケート結果を公表する場合、どのような方法で公表されますか。</p> <p>⑤行財政改革調査特別委員会から7月22日に「市立病院に係る調査報告書」を市長に提出しましたが、報告書における付帯意見の5項目について、市長はどのように考えられましたか。</p> <p>⑥病院問題はスピード感を持って解決すべきと思いますが、市立病院あり方検討委員会の答申を受けた後、市長はこの答申に対してどのように向き合われますか、また、どのような計画で市立病院のあり方を検討されますか。</p>	市 長 関係部課長
	<p><b>行財政について</b></p> <p>①平成29年末の基金残高は21億円、地方債残高は128億円でしたが、今年度末の残高はどのくらいと予想されますか。</p> <p>②市民の方から「中間市の財政は大丈夫か。」と尋ねられますが、危機的な財政状況について市民に対し、どのような周知をされていますか。</p> <p>③議会では財政削減等のため、定数を2減じ、歳費を10%カットしました。執行部においてはどのような取組みがなされていますか。</p>	市 長 関係部課長

一 般 質 問 (令和元年第3回中間市議会定例会)

令和元年9月5日

NO. 4

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
<p>小 林 信 一</p>	<p><b>中間市公共施設等総合管理計画の進捗状況について</b>                      平成29年3月に中間市公共施設等管理計画が策定されました。この中に、今後40年間の更新費用縮減目標を40%とし、当初10年間で15%の縮減を目指すことが削減目標として明記されています。                      この計画が策定されて3年目を迎えるが、市全体として当初10年間の15%削減の目標が達成可能か、全体の進捗状況を市長にお伺いします。                      また、各所管課において、今後の維持管理について検討がなされています。公共施設の床面積の13%を社会教育施設が、そして41%を学校教育施設が占めており、教育系施設の統合、廃止なくして目標達成は困難と思われまます。                      そこで、中間市社会教育施設等あり方検討委員会報告書、中間市学校施設長寿命化計画に関連して、お尋ねします。</p> <p>1 社会教育関係について                      ①個別計画策定において、検討委員会報告書がどのように活かされるかお伺いします。                      ②なかまハーモニーホール、中間市体育文化センター、中間市民図書館の機能維持のための改修等の費用について                      ③3施設の業務委託に伴い、業務の改善・効率化と年度ごとの委託料見直しの取り組み状況について（委託料を含む経費の削減）</p> <p>2 学校教育関係について                      ①中間市学校施設整備基本計画の策定において、学校施設長寿命化計画がどのように活かされるか伺います。</p> <p>最後に、市長が目指すコンパクトシティ構想と公共施設等管理計画との関連性は何処にあるのか、市長にお伺いします。</p>	<p>市 長                      教 育 長                      関 係 課 長</p>

## 議案の委員会付託表

令和元年 9月 5日  
第3回中間市議会定例会

議案番号	件名	付託委員会
認定第1号	平成30年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について	別表1
認定第2号	平成30年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について	市民厚生
認定第3号	平成30年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第4号	平成30年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業消防
認定第5号	平成30年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第6号	平成30年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について	総合政策
認定第7号	平成30年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	市民厚生
認定第8号	平成30年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第9号	平成30年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について	産業消防
認定第10号	平成30年度中間市病院事業会計決算認定について	市民厚生
第37号議案	令和元年度中間市一般会計補正予算（第2号）	別表2
第38号議案	令和元年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）	市民厚生
第39号議案	令和元年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	
第40号議案	中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例	
第41号議案	中間市職員定数条例等の一部を改正する条例	総合政策
第42号議案	中間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
第43号議案	中間市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例	
第44号議案	中間市手数料条例の一部を改正する条例	産業消防

第45号議案	中間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	総合政策
第46号議案	中間市児童遊園設置条例の一部を改正する条例	産業消防
第47号議案	中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	市民厚生
第48号議案	中間市市営住宅条例の一部を改正する条例	産業消防
第49号議案	中間市消防団条例の一部を改正する条例	
第50号議案	中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	総合政策
第51号議案	中間市森林環境譲与税基金条例	
第52号議案	中間市道路線の廃止について	産業消防
第53号議案	中間市道路線の変更について	

## 別表 1

## 平成30年度中間市一般会計歳入歳出決算

## 歳 入

款 別	款 名 ・ 項 別	付託委員会
全 款	各所管に係るもの	各委員会

## 歳 出

款 別	款 名	項 別	付託委員会
1	議 会 費	全 項	総合政策
2	総 務 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	
		1項5目・8目・10目の一部、1項13目	産業消防
		1項1目・6目・10目の一部、2項1目の一部、2項2目、3項1目の一部、3項2目	市民厚生
3	民 生 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	総合政策
		1項1目・3目の一部、1項13目、2項1目・4目・6目の一部、3項1目の一部	
4	衛 生 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	市民厚生
		1項1目の一部、2項1目の一部、3項1目	総合政策
		1項1目の一部、1項3目、2項1目の一部	産業消防
5	労 働 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	
6	農林水産業費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	産業消防
		1項2目・4目の一部	総合政策
7	商 工 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	産業消防
		1項1目の一部、1項3目、1項4目の一部、	総合政策
8	土 木 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	産業消防
		1項1目の一部、2項3目の一部、4項1目・2目の一部、5項1目の一部	総合政策
9	消 防 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	産業消防
		1項1目の一部、1項4目	総合政策
10	教 育 費	全 項	
11	災 害 復 旧 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	産業消防
		2項1目	
12	公 債 費	全 項	総合政策
13	予 備 費	全 項	

## 別表 2

## 令和元年度中間市一般会計補正予算（第2号）

条	付託事項	付託委員会
第1条	第1表 歳入歳出予算補正	別表 3
第2条	第2表 債務負担行為補正	総合政策
第3条	第3表 地方債補正	総合政策

## 別表 3

## 歳入

款別	款名・項別	付託委員会
全款	各所管に係るもの	各委員会

## 歳出

款別	款名	項別	付託委員会
2	総務費	全項	市民厚生
3	民生費	全項（他の所管に係る分を除く）	
		1項1目・3目	総合政策
6	農林水産業費	全項（他の所管に係る分を除く）	産業消防
		2項1目の一部	総合政策
8	土木費	全項	産業消防
9	消防費	全項	
10	教育費	全項	総合政策

午前10時00分開議

○議長（下川 俊秀君）

おはようございます。ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、ただいまより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

---

日程第1. 一般質問

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第1、一般質問に入ります。あらかじめ通告がありました順に従い、これより一般質問を許します。

まず、梅澤恭徳君。

○議員（12番 梅澤 恭徳君）

黎明会の梅澤でございます。通告書に従いまして一般質問させていただきます。

中間市行財政改革におけるRPAの活用について伺っていきます。

RPAについては、後ほど口述いたしますが、中間市の取り組む働き方改革はどのように行われており、また、行財政改革においてどの程度成果が出ているのかを伺っていき、RPAに関する私の所見と先進事例をあわせて提言させていただき、市としての見解をお聞きしたいと思います。

まず、平成29年2月、総務省主導で行われた地方公共団体における多様な人材の活躍と働き方改革に関する研究会の報告によりますと、地方公共団体においては、地方分権の一層の進展や地方創生の必要性等により、その役割が増大しており、また、厳しい財政状況や行政の効率化を背景に、職員数が減少している中で、高度化、多様化する住民ニーズに的確に対応していかなければならない。地方公共団体を取り巻く状況の変化に対応していくためには、みずから考え、企画行動、困難な課題を解決する能力と高い業績を上げることができる自治体職員の育成・確保していくことが必要である。そのため、地方公共団体における人事管理については人事異動のみならず、モチベーション向上を目指した給与等の処遇や人材育成などを含めて、総合的に取り組んでいくことが求められるとあります。

本市においても、厳しい財政状況下における最低限度の人員で業務を遂行しており、住民ニーズがこれまで以上に多様化している現在において、職員1人当たりの業務負荷が増加していることは明らかであると感じております。今後もその傾向は続くものであると予想されます。そうした中では、職員の資質やモチベーションの向上といった属人的な働き方改革では限界があると感じております。

そこでお聞きいたします。中間市の勤務状況の把握について、実態把握のために行っている取り組み等があれば教えてください。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

職員の勤務状況につきましては、毎月の時間外勤務、年次有給休暇の取得数及び庁舎の退勤管理簿等により把握を行っております。

○議長（下川 俊秀君）

梅澤恭徳君。

○議員（12番 梅澤 恭徳君）

では、その結果をもとに各課にどのようなフィードバックを行っているのでしょうか、教えてください。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

各課には個人の年休取得の状況一覧を配布するとともに、時間外勤務が多い職員については産業医との面談等を行っております。

また、ストレスチェックを全職員が毎年行い、個人にその結果のフィードバックを行うとともに、管理職職員に対しては職場のメンタルヘルスについての研修等を行っているところでございます。

○議長（下川 俊秀君）

梅澤恭徳君。

○議員（12番 梅澤 恭徳君）

では、行政事務一般に関して質問をいたします。

業務フロー、業務マニュアルは、全部署のうちどの程度整備されて、また、それは引き継ぎ可能なものになっているのでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

業務マニュアル等につきましては、コンプライアンス行動指針に基づき全部署に作成を義務づけており、全部署が作成していると把握しております。

また、引き継ぎ等につきましても、中間市職員服務規程第10条の規定により、人事異動等で担当者が変わる場合は引き継ぎ書を作成し、業務マニュアル等を添付の上、所属長の決裁を経て次の担当者へ引き継ぐことといたしておりますことから、引き継ぎ可能なものとなっております。

○議長（下川 俊秀君）

梅澤恭徳君。

**○議員（12番 梅澤 恭徳君）**

総務省自治体戦略2040構想研究会の報告によると、自治体は2040年には職員数が約20%減少が見込まれており、さらに近年の採用数減により、職員数の山となっている団塊ジュニア世代が、2030年代に退職期を迎えることを見据えた職員体制の整備が求められると提言されております。

限られた行政資源を最大限活用し、効率的で持続可能な行政運営が求められていると感じます。その上で、私は、業務効率化のためには、現行業務の分析が必要であると痛感しております。

中間市の業務効率化について伺います。現在、残業部署が多い部署、また残業時間を減らしたほうが好ましい部署、そのために取り組まれていることがあれば教えてください。

**○議長（下川 俊秀君）**

園田総務部長。

**○総務部長（園田 孝君）**

確定申告、新年度課税など時期によって業務の集中する課税課や、1年を通してイベント等がある企画政策課などで時間外勤務が多くなっております。その他の部署においても、時間外勤務が発生していることから、全庁を挙げて時間外勤務の削減を行わなければならないと思っております。

現在の取り組みといたしましては、働き方改革の一環として厚生労働省が推奨しております、明るい時間が長い夏は朝早くから働き始め、夕方は家族などと過ごせるよう生活スタイルを変革する、ゆう活を昨年度から試行的に導入しており、昨年度は、6月から9月をゆう活の取り組み期間とし、延べ154人の職員が利用し、今年度は、7月末までに延べ84人の職員が利用しております。

また、昨年度においては、ゆう活を実施した3カ月間の時間外勤務が約370時間削減し、本年度においては、7月末までに約800時間削減しており、長時間労働の是正や柔軟な働き方の実現に成果を上げているところでございます。

今後も国や他の自治体の事例等を参考にし、長時間労働の是正、多様な働き方の実現のための措置を実施してまいりたいと考えております。

**○議長（下川 俊秀君）**

梅澤恭徳君。

**○議員（12番 梅澤 恭徳君）**

ありがとうございます。ゆう活により、一定程度の時間外勤務の削減は大変評価できるものと思います。

しかし、今後、全庁的に導入されるとなると、もう少し革新的な取り組みも必要であると感じます。部署ごとに違う理由で超過勤務が発生しているとは思いますが。

こちらの資料は、過去3年分の担当課に部署別の時間外勤務を一覧表にさせていただきま

した。この資料を見ますと、各課繁忙期は異なりますが、4月、5月がやはり全体的に時間外勤務が多くなっている状況です。これは、業務引き継ぎのため、職員がつきっきりになり、通常の業務と並行して引き継ぎ業務を行わなければならないことが招いたことと考えます。

こうした事実をもとに、職員の中でも時間外勤務の多寡により、ライフバランスの変化が生じ、仕事とプライベートの境がなくなってしまうおそれがあると、危機感を感じております。

私は、働き方改革の中でも自動化を推進することで、職員が煩雑な業務から解放され、そのあいた時間で課題の深堀りや意思決定など、行政サービスの向上に注力できる環境の構築が必要であると考えております。こういった背景を踏まえて、RPAの導入による働き方改革を推進していくことを提案したいと思っております。

その前に、RPAとは何か。6月議会でも少し話題に上がりましたが、重複する部分もあるかと思っておりますが、少し説明したいと思っております。

RPAとは、ロボティック・プロセス・オートメーションの略語であり、これまでシステム上で、いわばパソコンで行ってきたマウスやキーボードの操作をソフトウェア型のロボットに任せ、作業を自動化する手法のことです。一言で申し上げますと、パソコンの操作を自動で行うシステムです。データの入力など操作が定型的になる作業を自動化することで、効率的に作業を進めることができる手法として注目を浴びており、既存のシステムをそのまま活用でき、短期間低価格で導入できることから、民間企業を中心に導入が進んでおります。

現在、業務効率化が進んでいる業務としては、エクセルから必要な情報だけを取り出し、社内システムへ移動したり、前年度の人事考課を該当部署へ配布し、今年度の人事考課を回収、今年度の人事考課一覧作成作業、経費精算申請、登録自動化業務といった作業自体は単純ながら、個々の条件が違うため、人手と時間が割かれる業務が上げられております。

RPAを先行して試験導入している自治体においても、業務の効率化が進んだ事例が出ています。既に昨年度、庁舎業務全般に導入した茨城県つくば市では、実証実験において五つの業務にRPAを導入し、結果として、自動化によって業務時間の8割を圧縮することに成功しています。

この中で行われた業務自動化の例としては、事業所新規登録業務において、事業所から送られてくる新規事業所データを基幹系システムへ登録する作業や、法人税の電子申請審査業務において、地方税ポータルシステム（eLTAX）審査システムの一括審査及び審査漏れデータを更新する作業、住民異動の分野では住民からの届け出に基づき、住民変更のを行った際、本人確認書類が不足している届出書について、本人の意思に相違がない届け出であるかを確認するため、変更前の住所地に受理通知を送付する作業などが上げられ、市民税課の担当業務においては、RPA導入前に424時間を要していた業務が、

導入後は88時間と削減率79%まで業務効率化を進めることができいております。

また、人口5万8,000人の熊本県宇城市では、職員2名で対応していた、ふるさと納税の受け付けから事業者への発注業務を全て自動化しております。これは、ふるさと納税を受け付けるサイトを運営する事業者からのメールによって送られてくる送付の申し込み情報をダウンロードし、返礼品を発送する事業者への注文書を発送するという一連の業務を自動化させることで、メールの添付ミスや宛先の入力ミスといった人的要因によるミスの削減にもつながり、職員の負荷が軽減するだけでなく、夜間や休日の注文にも迅速に対応可能となり、行政サービスの質が向上しました。

これら単純ながら重要な業務の削減をRPAによって積み重ね、宇城市は平成30年度にはふるさと納税業務349時間、住民異動届865時間、職員給与558時間、会計審査出納業務1,860時間、合計3,632時間の削減を目標として取り組まれています。

ただいま先進的な自治体の事例を二つご紹介いたしました。RPAは単純にソフトを導入すれば業務が効率化できるというシステムではございません。重要なのは、業務の棚卸しを行い、どの部分にどれだけの時間や労力が割かれているのかを分析し、自動化できる部分をRPAに任せて働き方改革を改善していくことです。

働き方改革改善に向けて、職員の負担軽減と行政サービスの向上は深い因果関係があると私は考えております。その上でお聞きいたします。中間市でも、RPAの本格導入、もしくは実証実験を行ってみてはどうでしょうか、市の見解をお聞きいたします。

**○議長（下川 俊秀君）**

田中市長公室長。

**○市長公室長（田中 英敏君）**

RPAは、近年、行政の効率化を図る観点から試行的に導入する自治体がふえてきております。

本市におきましても、業務の見直しにおいてRPAの導入効果を調査研究しているところでございます。先行事例といたしましては、今議員さんがお話しされましたように、人事に関すること、ふるさと納税の業務に関しまして事務時間の短縮といった効果があらわれているようでございます。

RPAの導入に際しましては、コスト面での検証も必要でありますので、段階的な導入を検討しているところでございます。

**○議長（下川 俊秀君）**

梅澤恭徳君。

**○議員（12番 梅澤 恭徳君）**

今、具体的に検討や研究という話もありましたが、具体的に今行っていることがあれば教えてください。

**○議長（下川 俊秀君）**

濱田企画政策課長。

○企画政策課長（濱田 学君）

本市も加入しております県内の電子自治体協議会の研修会等におきまして、近隣自治体での検討状況の情報収集等を行っております。また、いわゆる先進事例で最も多い人事給与、また、ふるさと納税に関する導入事例について、研究調査を行っている、分析を行っているところでございます。

○議長（下川 俊秀君）

梅澤恭徳君。

○議員（12番 梅澤 恭徳君）

AIであったり、RPAであったり、ICT、この先端技術の活用というのは、やはり今おっしゃられたように、地域の連携、他の自治体との連携というのは不可欠であると考えます。

また、こういった特殊性を考えると、市長としてのリーダーシップも重要であると考えますが、そのあたり市長、いかがでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

もうご存じのとおり、時代はソサエティー5.0という時代に入ってきています。恥ずかしながら私自身も、先日スマホにかえたぐらいで、やはり我々古い人間としては5G——ファイブGですか、という呼び方とか、RPAということに非常に抵抗感があったんですけども、本当にこれからの未来的志向のまちづくり、それから業務のあり方、それから財政面におきましても、RPAというのはもう避けては通れないものだと思っておりますので、今職員と一緒に導入をすべきだと私たちは思っているんですけども、その時期ですよ、今できるものなのか、できないものなのか。したいけれども、できないこともあるだろうし、それから、我々のまちにそれは沿ったものなのかどうかを検討しながら、今我々はいろいろと研究しているところであります。

○議長（下川 俊秀君）

梅澤恭徳君。

○議員（12番 梅澤 恭徳君）

今市長からの答弁もあったように、非常に前向きな答弁だったと私は受けとめています。その上で、市長ご自身が、今後RPA、また先端技術を活用した自治体の行政運営のあり方において、どのような取り組みがあるという意思があるのか、取り組みですね、内容について何か考えていることがあれば教えてください。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

**○市長（福田 浩君）**

先ほども申し上げましたように、これからの自治体というのは少子高齢、これは避けて通れないもので、いかに効率よく行政としての仕事をし、そして、一人でも多くの市民の方々にサービスを行うことができるか。それは人間の能力だけではちょっとできない部分があったり、あと経費の面だと思いうんですね。そういった経費の部分で、これをコンピューター化することによって削減できるんじゃないかなというふうに思っているんですが、私だけの、これはあくまでも個人的な見解なんですけども、でも全てコンピューターという名前に頼ってしまうと、人と人の温かみですよね、人間味あふれるまちづくりからちょっと外れることがあるんじゃないかという危惧もしております。

ですから、僕としてのまちづくりで、今議員の質問に答えられるとしたら、最先端でできるRPA及びいろいろソサエティー5.0に対するファイブG対策に関しては、やらなければいけないものだと思います。でも、余りにもそれを先に進むがために、人としての、人と人の心の触れ合いですね、これをなくしてはいけないと思って、それも大事にしながらかやっていく、この中間市づくりに邁進したいと思っておるんです。いかがですか。

**○議長（下川 俊秀君）**

梅澤恭徳君。

**○議員（12番 梅澤 恭徳君）**

市長がおっしゃられているのは多分職員もそうですし、また市民の方もそうですし、我々議員に対してもそうなんですけど、コンセンサス、いわゆる合意形成の部分が必要であるという私は今、認識を受けとめました。よろしいですか。

**○議長（下川 俊秀君）**

福田市長。

**○市長（福田 浩君）**

おっしゃるとおりです。

**○議長（下川 俊秀君）**

梅澤恭徳君。

**○議員（12番 梅澤 恭徳君）**

ご答弁ありがとうございます。中間市は、来年度予算において、既に十数億円も予算が不足し、それに伴って職員採用も凍結すると伺っております。このような状況では、冒頭でも申し上げましたが、職員一人一人への負荷はますます大きくなるものと考えます。

真の働き方改革の意味は、私は行政職員の質の向上であると考えております。定型業務を自動化することで、公的サービスや行政サービスの質を高めること、簡単に申し上げますと、誰がやってもできることはパソコンに任せて、行政職員にしかできないことをやっていただきたいと思っております。

以前、私は税金を払いたいんだけど、生活が苦しくて払うことができないという方の相談を受けたことがあります。税金の未納に関しては、払わない、もしくは払いたくない方、それと払いたくても払えない方の両者がいると思います。前者を悪意の未納者とするならば、後者は善意の未納者というべきでしょうか。

過去の掛田議員による一般質問において、収納課の業務の過酷さがテーマに上がりました。悪意の未納者に対しては、マニュアルに沿って法的措置も見据えた毅然とした対応をしていかなければならないと感じます。しかし、善意の未納者に対しては、納税者の生活状況、経済事情に合わせて相談・協議し、個々に対応していく繊細な対応が求められると感じます。

本来、行政サービスとは職員の裁量も含めた行政にしかできないことだと私は思います。今ある定型的な業務を見直し、行政サービスの質の維持にとどまらず、向上発展していただく必要があると思います。

先ほどRPAに関しまして前向きな発言がありました。歳出抑制という固定概念だけにとらわれず、柔軟な行政改革を行っていただき、市の財政の健全化を図っていただきたいと思います。よろしくお願ひし、次の質問に移ります。

次に、市長交際費について伺います。

まずは、市長交際費とはどういうものなのか、使途及び目的を教えてください。

**○議長（下川 俊秀君）**

福田市長。

**○市長（福田 浩君）**

この交際費とは、市政の円滑な運営、それから市の利益のために、市を代表して対外的な交際・交渉を行うための経費となっております。

その支出に当たっては、市政に対する市民の信頼を損ねることのないよう、適用範囲、金額等を社会通念上妥当な範囲とし、さらに、公正で民主的な市行財政の運営を図ることを目的として制定いたしました、中間市交際費の支出に関する基準に基づき執行いたしております。

当該基準におきましては、慶弔、それから総会等、全国大会等出場、入院見舞い、手土産、この五つの種類に分類しまして、それぞれ対象及び金額を定めております。

また、交際費の支出後はその透明性を高め、より開かれた市政を推進することで、市民の方の理解と信頼を深めるために、その執行状況を市のホームページにおいて公表しております。

**○議長（下川 俊秀君）**

梅澤恭徳君。

**○議員（12番 梅澤 恭徳君）**

ありがとうございます。使途と目的がわかりました。

では、執行状況という話がありました。執行状況を教えてください。

**○議長（下川 俊秀君）**

田代秘書広報課長。

**○秘書広報課長（田代 謙介君）**

福田市長が就任された平成29年6月以降の市長交際費執行状況でございます。

まず、年度別に申し上げますと、平成29年度は6月以降のみですが、52件で42万8,000円、平成30年度は通年で71件、71万7,000円、今年度は4月から7月末までで25件の23万6,000円でございます。

以上が、福田市長就任後約2年間の執行状況で、合計いたしますと148件で138万1,000円となっております。

**○議長（下川 俊秀君）**

梅澤恭徳君。

**○議員（12番 梅澤 恭徳君）**

中間市ホームページにも記載されています昨年度平成30年度の市長交際費一覧、これも拝見いたしました。

その中でちょっと気になった項目があったんですが、来客者の土産代という欄が幾つもありました。本来、手土産を持参する場合というのは、こちらが訪問した際に持参するというのが社会通念上の考え方であると認識しています。では、これなぜ来客者に対して手土産が必要だったのか、手土産を渡さなければならなかったその理由を教えてください。市長をお願いします。

**○議長（下川 俊秀君）**

福田市長。

**○市長（福田 浩君）**

手土産という言い方にしてはちょっと誤解を招くかもしれませんが、来客者のまた種類にもよるんですけども、遠くからわざわざ中間市に来てくれた方々に、中間市をPRするという意味で、中間のお土産を渡したというふうにとっていただければいいと思います。

例えば、中間市の市の人たちが来てくれることに関しての手土産、これは恐らく発生はしていないと思うのですが、やっぱり市外の人、あるいは国外ですね、外国の人たちがわざわざ中間市役所まで来て、中間市を視察しに来てくれた方々に関して、手土産、手ぶらで帰すということは、これは失礼だろうということで、例えば我々が遠く離れた友人のお宅でもいいです、行ったときに、お土産をもらったときに、あっ、これはもらった本人としては、あっ悪かったなありがとうございますと、ここまで優しくしてくれたのかということで、さらにPRをしてくれるんじゃないかなという希望的観測で渡しているものだと私は認識しております。

○議長（下川 俊秀君）

梅澤恭徳君。

○議員（12番 梅澤 恭徳君）

いや、市長、逆なら私もわかるんですよ。来客に来られた方が手土産を持ってきてお渡しするというのは、これはわかるんですね。何でかという、陳情とかお願い事があって、遠路から来られる方もいらっしゃると思うんですけど、それで手土産を持参されるのはわかるんですけど、市長はどうしても渡すというのが、正直やっぱりちょっと私としては理解ができないと思います。

こういう言い方すると失礼に当たるかもしれませんが、市長ご自身のお顔づくりのために経費を、市民からの税金を使っているというふうにはしか思えないんですが、そのあたりどうですか。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

先ほども申し上げましたように、私の顔というのは、今現在、私は中間市の市長なので、市の顔だと思って僕は渡しているつもりです。あくまでも個人の顔でお渡しするようなことは一切していませんので、その辺は誤解しないように、私がやるということは、市をしょっておりますので、私が対外的です、どこでも行くに歩くこと、それから、何かを発言すること、人と会うこと、これ全て中間市をしょって私は仕事やっているつもりでいます。

ですから、このお土産に関しても、乱暴な言い方になるかもしれませんが、僕の顔を立てるためにお土産を上げると、そういう行為はやっておりませんので、それはぜひ理解していただければなと思っております。

○議長（下川 俊秀君）

梅澤恭徳君。

○議員（12番 梅澤 恭徳君）

顔づくりのためではないということですね。

では、先ほど交際費の支出基準というお話もありました。市長、それはご存じだったんですか。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

はい、報告を受ければわかります。

○議長（下川 俊秀君）

梅澤恭徳君。

○議員（12番 梅澤 恭徳君）

報告を受ければというのはどういうことですか。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

単価は幾らですかというような、これで幾らかかりましたかというような交際費の使い方はしていないということです。

○議長（下川 俊秀君）

梅澤恭徳君。

○議員（12番 梅澤 恭徳君）

市長、支出基準によると、訪問——土産代の項目で訪問先で3,000円から5,000円、講演会講師に対するお礼で3,000円から7,000円となっています。これ見ると、6月5日、上京時の土産代として3万3,400円、11月16日、来客時の土産代として2万5,855円、11月23日、関西視察団視察時の土産代として2万5,320円、それと12月3日、来客時の土産代として2万5,855円となっています。これ支出基準は1件当たりというふうに認識していますが、それでよかったですか。

○議長（下川 俊秀君）

田代秘書広報課長。

○秘書広報課長（田代 謙介君）

今おっしゃいました、例えば関西からの視察団、昨年お迎えしたんですけれども、それにつきましては、奈良のほうから県会議員さん、市会議員さん、そういった方が9名お見えにいただきました。そういった方々には、中間市の遠賀川水源地ポンプ室、交流センター等視察していただきました。（「済みません」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

梅澤恭徳君。

○議員（12番 梅澤 恭徳君）

1件当たりの認識かどうか聞いているんです。1件当たりどうなのか、1件当たりこの金額の支出基準なのかどうか、それだけ。

○秘書広報課長（田代 謙介君）

はい。1人当たりということで認識をさせていただいております。

○議長（下川 俊秀君）

梅澤恭徳君。

○議員（12番 梅澤 恭徳君）

1人当たりに対して支出したということですね。ただ、私の認識では、この支出基準は1件当たりかどうかって聞いているんです。

○議長（下川 俊秀君）

田代秘書広報課長。

○秘書広報課長（田代 謙介君）

1人当たりと認識いたしております。

○議長（下川 俊秀君）

梅澤恭徳君。

○議員（12番 梅澤 恭徳君）

遠賀4町その他近隣自治体の交際費についても、昨年度分ですが、調べてみました。来客時の土産代という欄は一つもありませんでした。なおかつ、土産代に関しても、上限が5,000円で、恐らくですけど、これ1件当たりの支出基準だというふうに広報に確認したらそういう回答でした。

先ほど市長に関して支出基準を、そういう報告があれば知っているという形でおっしゃられておりましたが、この支出基準、私の基準ですけど——私の基準というか、基本的に考えたら1件当たりだと私は思っています。その支出基準を超えて金額を許可された理由というのはあるんですか。

○議長（下川 俊秀君）

誰、市長。

○議員（12番 梅澤 恭徳君）

市長、お願いします。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

先ほども一番冒頭に申し上げましたように、この交際費というのは市をPRする、そういったことにも当然使っているわけございまして、今議員がおっしゃるように1件当たりの、支出基準ですね、そういうものというのは統計的に、あるいは全体的に、もしかしたら今までそのくらいの基準でやるべきだよというものが良識であり、常識であるというふうなことだと思っているんです。

しかしながら、今の中間市を何とか私としては一応V字回復といいますけども、そうするためには、通常どおり、今までどおりのやり方ではだめだとはっきり言って思っております。

ですから、今ご指摘のように、1件当たり幾らの範囲の中のものでやってもいけないよ、もしかしたらそれは指摘されるかもしれないけども、これは理解を得るために、結果を出すために我々はやっているんですよ。顔つなぎだけでやっているんじゃないんですよ。あくまでもやるにはやる意味があるということだけを理解していただきたいのですが、それでも平均的なもので今言われた1人当たりの単価幾らでやりなさいというようなものであれば、ちょっと申しわけない、それは私に対して、私のやろうとしている中間市のP

Rをする、その交際費の使い方としては今までの通例とちょっと違うかなというふうに思っています。

それに対して、例えば議員がですよ、何か我々、何か違うことを、ちょっとやり過ぎじゃないかみたいなことを思われているのかなということは今聞いているのかなと思いますけど、いかがですか。

○議長（下川 俊秀君）

梅澤恭徳君。

○議員（12番 梅澤 恭徳君）

いや、そうじゃなくて、基準額に対して、基準額というのがあって、それを超えた金額を支出されているのは市長なわけです。その金額を超えた、何で超えなければならなかったのか、その人たちになぜ上げなければならなかったのかというのは、当然説明として説明すべきだと私は思っているんですが、そのあたりの説明を聞きたい。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

すべからく、時と場合によるもので、決まったことをやっているわけではなくって、そのときの状況に応じて臨機応変にやる。これも僕はおもてなしの一つだと思っておりますので、今言われたように一つ一つなぜなのかと、なぜこれだけの支出があったのかという細かいのであれば、それは担当課長のほうからご説明もらおうかね、1人当たりの金額がなぜこうなったのかと。

○議長（下川 俊秀君）

梅澤恭徳君。

○議員（12番 梅澤 恭徳君）

いやいや、市長ご自身がどう考えられて、どのような理由で支出したか、決裁されたの市長やないですか。担当課はこういう形で支出するというものの原案を上げるかもしれませんが、決裁されたのは市長ですので、その理由をお聞かせ願いたい。

確かにシティプロモーションにお金はかかると思うんですよ。でも、今、財政状況が厳しい厳しいと言われているこの中間市で、ちょっとこれは一概に比較できるかわかりませんが、隣の北九州市の市長交際費、昨年度分ですけど、41万4,000円なんです。

で、市長が昨年度支出されたのが、71万7,000円ですよ。で、単年度に何千億という予算を組む北九州市と、一般会計で180億円の地方自治体の交際費の額が約倍というのは、これは市民感情としてどうなのかというところなんですよ。

今の中間市の財政状況を考えたら、必然と縮小していくべきだと私は思うんですが、市長、どう考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

**○市長（福田 浩君）**

今おっしゃるとおりで、縮小すべきだとは思っております。それで、実際に今年度ですか、80万円から60万円に下げっております。今、議員がおっしゃるように北九州市と中間市というのを比べた数字言われたんですけども、そもそも今の現状、北九州市の現状と今の中間市の現状というのをもうちょっとわかってほしいんですけども、今中間市は、何もしなければこのままどうなるか、これは議員存じ上げていると思います。

そこで、何をしなければいけないか、それも必要最低限の、少ないお金で、そして最大限の効果をあらわすためのものの一つが、私はこの交際費だと思っています。

ですから、金額の云々かんぬんというのを言われると、確かにそのとおりです。でも、何のために何を使っているかということの意味ですね、この使う意味をもうちょっと逆に言えば、質問していただくと、それはわかると思うんです、その意味は、何度も申し上げますけども、中間市というのは、今まで全国的に見ても、全国市長会に行けばわかるんですが、中間市というのをまず名前が皆さん存じ上げない人が多いです、全国的にも。

もしかしたら福岡県でも少ないです。それから、1市4町、ここでも中間市というイメージづくりができ上がっております。その中で、それを払拭するために私は市長になってから、この2年ちょっとですね、全力発進をして内外に広げようとしています。その中の一つが、この交際費に上げられていることであるんですね。

ですから、今指摘されましたように、財政難だから使わないのは当たり前だろう、そう思います、僕もそう思います。でも、使わなきゃいけないときがあるんです。それはいつだったら今なんですね。あしたじゃだめなんです。今使っておかないと、我々はなくなってしまうんです、この市は。それ多分理解していると思います。

ですから、その中でも僕は……（「わかりました、ええ」の声あり）じゃ、いいですね。だから……

**○議長（下川 俊秀君）**

もう市長いいですよ。梅澤恭徳君。

**○議員（12番 梅澤 恭徳君）**

いいですか。市長がおっしゃられることはすごくわかります。確かに今の市長が中間市の顔として、一生懸命文字どおり本当に顔として取り組まれていることは本当大変評価します。

ただ、本当に今言うように、縮小すべきところは縮小して、使うべきところは使う、これは当たり前のことなんですけども、ただ、8月の19日に市内の市民団体より公正で健全な交際費の改善を求める申し入れという、市長宛てに提出されております。これ経緯を伺ったところ、議案書の提出を求められた、そういうふうにも伺っています。

また、今、7月現在の末で昨年とほぼ同等の計上額が計上されています。このままいく

と、補正予算組まないといけないかもしれません。それだけはしないとだけ、最後約束していただけませんか。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

本当に最小限の予算の中で最大限の効果を上げるように、今おっしゃられたように、補正予算を組むとかそういう措置はしないとお約束いたします。よろしいでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

梅澤恭徳君。

○議員（12番 梅澤 恭徳君）

わかりました。よろしく願います。これで質問を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

それでは、次に、田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

おはようございます。日本共産党の田口澄雄です。発言通告に従いまして一般質問をいたします。

まず最初に、ふるさと納税制度についてであります。

各市町村が努力をして独自の財源を確保することは、地元住民の生活と健康に責任を持つ自治体として当然のことだと思います。そして、そのために新たな財源を探したり、現状の中からさらなる税収を確保することは、個々の自治体にとって大事なことだと思います。

しかし、そうした観点から見て、今、日本全国で実施をされているふるさと納税制度、果たして自治体の財源確保の方法としてまともな方法だと言えるのでしょうか。

そこでお聞きしますけれども、中間市のこの間のふるさと納税の実績について、この5年間の件数と金額について教えてください。

○議長（下川 俊秀君）

濱田企画政策課長。

○企画政策課長（濱田 学君）

この5年間の本市に対するふるさと納税件数と金額につきましては、平成25年度は13件、86万5,000円、26年度は23件、71万円、27年度は25件、119万円、28年度は2,135件、1,806万円、29年度は3万4,961件で3億4,492万円、30年度は5万79件、5億3,998万5,000円でございます。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（５番 田口 澄雄君）

最後の３０年度ですね、決算が出たところでは、５万７９件で５億３，９９８万５，０００円ということで、約５億４，０００万ですね。当初７０万とか８０万だったのが、物すごい金額に今膨らんでいるわけです。

こうなりますと、収入としての依存度は今からもどんどんこれは上がってくると思うんですけども、安倍政権は２０１５年度、つまり平成２７年度からふるさと納税にかかわる控除額を２倍化をしています。結果として、居住地でのご本人の税が大幅に減額をされることとなります。そのため、全国的にもその辺から急激に件数や金額がふえています。

中間市としては、このほかに特定の業者への委託の開始というのがあったというふうに聞いていますけども、そこで急激にふえ出したということらしいんですが、しかし、元来、自治体に対する寄附というのは、自分の生まれ故郷や何らかのかかわりからそのまちを愛し、発展を願ってするというのが寄附の元来の趣旨ではないかと思うんですが、このふるさと納税制度というのは、従来の寄附の性格を大きく変えてしまいました。

そのほとんどが返礼品の中身を目当てとしたものであることから、その返礼品の内容によっては、急激に増減の影響が出てまいります。平成２８年度で見ますと、日本で第２位だった長野県の伊那市ですね、これは過熱する返礼品競争に歯どめをかけるということで、総務省が返礼品の価格を寄附額の３割以下に抑えるように通知をしたことと、資産性の高いものについては送らないように求めた、このことから、これを守ったために、平成２７年度にこの伊那市では７２億５００万円あった寄附額が、翌年の平成２８年度には４億４，９００万円、実に９４％も寄附額が減額をするというような結果になっています。

この伊那市の人口というのは大体７万人ですから、今の４億４，９００万でもそれなりに人口規模からすると大きな金額だと思うんですけども、でも、こうした状況変化で一遍に落ち込むことがあるのが、この制度の特徴だというふうに思います。

ところで、この措置がさらに厳しくなり、昨年度平成３０年度は、四つの自治体が国の通知を守らないとして、ふるさと納税の指定自治体から外されるということが起きました。前年の納税額は、泉佐野市４９億５，３００万円、この市の人口は大体１０万人です。中間市の２倍程度の人口規模ですけども、中間市の一般会計年間予算の約３倍の寄附を集めている、そういうこととなります。

そのほかでは、この四つの中では静岡県的小山町、ここは２５億６，３００万円集まっていますが、人口は１万８，０００人、７，５００世帯ぐらいの規模であります。

和歌山県の高野町、ここは１９億６，３００万円、人口は３，０００人の町です。世帯数が１，６００世帯といえます。

佐賀県のみやき町、ここは１６億８，４００万円、人口が２万５，０００人ですから、ここも中間市の約半分程度の町ですけども、中間市の年間一般会計予算額に近い金額を寄附だけで集めているわけです。

この4自治体だけで全体の寄附額の2割を占めていたそうですけども、これらの自治体は国の定めた基準にそぐわないということで、今年度から制度の対象から外されました。今後どうなるかというのは、非常に私も心配なところなんです。

また、こうした一部の自治体に税が集中をした結果、寄附をする人が出た側の自治体では、税の減収額が出ております。この総額が2,447億7,400万円、ふるさと納税税収の全体の合計額が平成30年度で見ますと、5,127億600万円ですから、ふるさと税収の収入の半分近くは他の自治体への税の減収となっているわけです。

もちろん、収入が多い自治体でも、その自治体内部からは他市町村への寄附があれば、これはマイナス要因となりますから、一面的にプラスとマイナスと二分化されるわけではありませんが、トータルで見ると、大きなプラスの自治体と大きなマイナスの自治体とそここの自治体というふうに区分をされてくると思います。

この制度は、特に大都市に減収の傾向が集中しているのが特徴的です。こうした地方自治の根幹を振り崩すような自治体を勝ち組と負け組に分けてしまうような税制度については、私は問題があると思いますけども、この点、市長はいかが思いでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

このふるさと納税制度、これは自分が応援したい自治体に寄附をする制度のことですね。その納税者が寄附先を選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなり、税に対する意識の高まり、それと納税の大切さを考える貴重な機会になります。

生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力になれる制度であり、ふるさと納税を活用することで、人を育て、自然を守る、地方の環境を育む支援になります。

また、自治体が国民に取り組みをアピールし、ふるさと納税を呼びかけることで、自治体間の競争が進み、選んでもらうにふさわしい、地域のあり方を改めて考えるきっかけへとつながります。

本市におけるふるさと納税の歳入額、これは平成30年度決算額で5億3,998万5,000円となっております、本市における重要な歳入の柱となっております。

そのため、中間市におけるふるさと納税、これは中間市政に共感してもらうことによる資金調達と位置づけまして、今後も多くの支援者からふるさと納税による協力をお願いしていきたいと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

今の答弁では、応援したい自治体を応援する方の善意というふうに聞こえるんですけど

も、実態はそうじゃないと私は思うんですね。商品、見返りの商品の期待度というのが大きくてしているというのが実態じゃないかというふうに思うわけですね。

ところで、こうした新しい国の指定基準というのが適用され始めましたけれども、中間市としてはこの基準ではどうなのでしょう、今後の問題として。

**○議長（下川 俊秀君）**

田中市長公室長。

**○市長公室長（田中 英敏君）**

ふるさと納税に関しましては、現在、総務省の定める基準に適合しなければ募集することができない制度となっております。具体的には、ふるさと納税の募集に対する経費が全体の事業費に対して5割までとする基準が、本年4月に示されました。本市は返礼品の割合につきましては、平成30年度12月末までに総務省が示した3割の基準に適合させておりました。

しかし、返礼品の郵送料と募集に関するポータルサイトの委託料を合わせますと5割を超えていたため、本年5月に9月末までの指定団体と位置づけられました。そのため、ポータルサイト委託先や返礼品事業者と協議を行い、募集に対する経費の圧縮を図り、8月1日から5割の基準に適合させて募集を行っているところでございます。

また、現行の返礼品につきましても、地場産品としての確認を得ているところでございます。

**○議長（下川 俊秀君）**

田口澄雄君。

**○議員（5番 田口 澄雄君）**

最初の質問の中にも出てきましたけども、皆さんもおわかりになると思いますけども、中間市としても年々ふるさと納税の依存度が増しています。これすぐに今やめるというのは、私も厳しいなと思うんですが、それは一遍にやめるのは無理にしても、今のようになにか売買ゲームのような形でふやしていくこと自体がどうなのかということに非常に危惧を持つんですけども、その点いかがでしょう。

**○議長（下川 俊秀君）**

田中市長公室長。

**○市長公室長（田中 英敏君）**

先ほども市長がおっしゃりましたように、ふるさと納税は本市における重要な歳入の柱となってきております。今後も本市の魅力発信に努めまして、ふるさと納税制度の趣旨に即した募集を進めてまいりたいと考えております。

**○議長（下川 俊秀君）**

田口澄雄君。

**○議員（5番 田口 澄雄君）**

考え直せという私の意見に対しては、何かやる気満々という答弁が返ってきたように感じるんですけど、この制度はほかの経済理論と同じで、合成の誤謬ということをよくあらわしている制度だと思います。

どういうことかと言いますと、個々の自治体としてはよかれと思ってやったことですが、全体の、国全体の自治体としては非常に大きなマイナス効果を生み出すということでもあります。

私たちは税制度と国のあり方について、もう一度考えてみるべきではないかというふうに思います。税はその地域地域で所得や財産を対象に最大限度に集めて、地域住民の生活安定のための再分配機能として働かせるのが税だと思います。そのためには、戦後一貫して累進課税という考え方があったんですけども、これは持てる人の能力に応じた課税を中心に置いて、上に厚く下に薄くという観点を取り込まれてやってまいりました。

また、そのことは日本全体を一つの集団として見た場合に、同じことですね。そのために収入力の弱い自治体には、地方交付税等で手当をするというのが国のあり方の原則でした。結果として日本全国どこに住んでいても、ある程度のレベルの行政内容を保障するというのが当たり前の姿としてやってきたわけです。

これは、一面では都市に企業が集中しますので、企業集中型の社会を支えるという上でも、農村や地方の役割として人材の創出、あるいは水や空気といったお金にはかえがたい、そういう資源を供給する場所として重要視されていたわけです。産業生産に必要な資材の供給地の確保という観点から、重要な役割を持っていたのが今までの日本社会でありました。

しかし、近年、国内需要の低迷から、こうした企業が海外への生産の転出が進んで、また企業の多国籍化というのもあって、このことの重要性が薄れてきています。しかし、それでも国内での生産、それと国内での消費を考えた場合に、地方の財政力の確保ということと、内需の確保はこの国の経済問題としても非常に重要だと思います。

そうした観点に立ったときに、無規律に財源の取り合いをするようなふるさと納税については、行政の計画性の阻害要因にもなると思われます。とはいっても、現に収入の柱として今拡大をしているこの制度について、中間市だけでもやめろというのはちょっと私にも言いづらい中身でありますので、今後は、国の動向もあると思いますので、この辺を注視しながら、中間市としてはなるべくこのようなかのちのような形での方向ではなくて、健全な財政運営を目指して冷静な判断を求めたいと思います。

これ以上、これではやりとりしてもどうするという事にならないと思いますので、そういうことで締めくくりたいと思います。

次に、こうしたいつまで続くかわからない制度にしがみついて拡散、拡大していくことよりも、もっと大事な点は、従来のまともな税収をどう確保するかということだと思います。

そこで、今の課税上の問題についてちょっとお聞きしたいんですが、今全国的に問題になっているのに、所有者不明の土地というのがあります。面積にして410万ヘクタール、これちょっと単位が私もわかりにくくて苦労したんですけど、100メートル掛け100メートルが1ヘクタールとかいう、何かそういうことらしいんですけど、410万ヘクタール、これが九州本土の総面積が367万ヘクタールですから、九州の面積をはるかに超える土地が所有者不明の土地になっているということですね。

日本の国土面積の約1割にも達します。このことが、中間市の課税や賦課においてどのような影響を及ぼしているかについてはよくわかりませんが、例えば相続人全員が相続放棄の手続をした場合や、そもそも相続人がいない場合に、家庭裁判所などで相続財産管理人選任の申し立ての手続があるということですが、これは中間市には該当があるのでしょうか。あるとしたら何件ぐらいでしょう。

○議長（下川 俊秀君）

芳賀課税課長。

○課税課長（芳賀麻里子君）

相続人が不明で管理人が選任してあるものは、現在中間市に1件ございます。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

1件ということですね。全くの所有者不明の土地というのが何件ぐらいありますでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

芳賀課税課長。

○課税課長（芳賀麻里子君）

相続人が不明な案件は2件ございます。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

これも2件、所有者が不明の土地と同時に、所有者の死亡等により、現在の所有者が明確でない土地というのもあると思うんですね。もちろん土地に附帯している建屋、こういったものにも該当があるでしょうから、これらが固定資産税の課税に問題を残すことになるとは思いますけども、お聞きしていると、中間市に限っては現在のところは問題がないようには感じます。

ただし、今後、私もそうなんですけど、団塊の世代が後期高齢者となって、その次の時代には我々の死が待っております。そのような場合に、中間市の課税課としては、団塊の世代のだんご状態での死亡者が出た場合の対応というのは、どのように考えているんでし

ようか。

○議長（下川 俊秀君）

芳賀課税課長。

○課税課長（芳賀麻里子君）

本市では、相続人を全国の市町村、裁判所等へ調査を依頼して、相続人に連絡や確認を行っております。しかし、連絡してもその所有者と面識がなかったり、自分が相続人であることを初めて知る方も多く、戸籍を追い相続人全員を見つけ出して連絡をとることだけでも、非常に時間と労力がかかっております。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

そのような場合で、当事者である亡くなられた後の当事者に相当すると思われる人が、動かない、全くそういうことの結果対応ができていないという件数というのはどのぐらいあるんでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

芳賀課税課長。

○課税課長（芳賀麻里子君）

相手から連絡がないものと、相続の権利を持った方というのを現在調査中であるものを合わせて、対応ができていない件数は37件でございます。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

そうしてみますと、40件前後がいろいろ問題があるという話になるわけですね。ただ、今のこの法律のもとでは、こうした土地登記の手續というのは、あくまでも任意のため、強制力はないというふうに聞いています。こうした問題に対処するために今、国土交通省では、土地基本法の見直しに着手をする方向で議論を始めています。

恐らく来年度あたりに法案を出してくるようにありますけども、その中で相続登記の義務化、あるいは土地の所有者の放棄の仕組みづくりの議論を今しているようであります。このこと自体は、これだけの不明確な土地がある中では前進だとは思いますが、このように法律で登記を義務化しても、登記自身に多大な費用がかかるために、その具体的な運用というのがその後は問題になってくると思います。

しかし、これもまた法ですので、それが通れば担当課の指導としてもまた今後は変わってくると思います。

ところで、既に亡くなられた方を課税主体として賦課をするということは、税制としては有効なんでしょうか。また、現に亡くなられた方の名前でそのまま課税をしているケー

スというのはあるのでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

安徳市民部長。

○市民部長（安徳 保君）

地方税法第343条2項により、登記上の所有者が賦課期日前に死亡している場合は、当該土地または家屋を現に所有している者、つまり相続人が納税義務者となるため、その方に対し賦課することにより有効となります。よって、この場合の課税は所有者ではなく、相続人の方のお名前で賦課いたしております。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

今のような場合で、市役所の窓口としてはどのような対応されているのでしょうか、その辺もちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（下川 俊秀君）

安徳市民部長。

○市民部長（安徳 保君）

相続の問題はおのおので状況が異なり、手続もさまざまではございますが、所有者がお亡くなりになられた際に、相続人の方には課税課の窓口にご寄りいただき、資産の確認、課税状況、相続代表者の届け出、今後の税金の納付方法や納付書等の発送先を確認させていただいております。その際、法務局での相続登記のご案内もあわせて行っております。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

かなり細かい指導がなされているということでもありますけれども、団塊の世代が後期高齢者となる2025年というのが今から問題になってきます。こうしただご状で高齢化を迎えている高齢者、次々と亡くなられて、その所有財産の相続とその課税について大量の問題が発生をすることが今から予測をされます。

市としては、根本的な問題対応能力の向上と、当面する該当者の任意の協力という二面性での対応が今から求められてくるのではないかと思います。自治体合理化の中で、今自治体職員の数的大幅に減らされ、同時に非正規職員の増加で職員の専門性の軽薄化現象が起こされています。

しかし、こうした市政にとっての基本的な問題をなおざりにしたままということは許されないと思います。こうしたことに対する職員の専門性の向上が、今よりさらに求められると思います。

今までの市の対応等も含めてお話を伺っていると、中間市の行政としての対応はかなり

突っ込んでやられていると思いますし、市民に対する対応も適切だというふうに私は思います。

全国では約1割の土地が所有者不明となっていますので、中間市の固定資産税の約1万6,000件、4期で6万5,000件ほどありましたので、約1万6,000件の納税義務者がいると思いますけども、この件数で1万6,000からすると40件ぐらいですので、非常に少ない比率にはなっていると思いますし、職員の方はよくやっているというふうに私は評価したいと思います。

ただ、このようなことから、今後の人事行政について、特にこうした市職員専門性の継続的な確保のために、より適正な人事配置を求めたいというふうに思います。今までの人事等を見ますと、係丸ごと人事異動となって総入れかえが起こったり、後継の養成のないままに、係の柱ともいべき人間の異動などが無計画になされて、問題が発生をしたという事例も現実にもありました。

人事ですから、いつまでも一人の人間に依拠をして張りつけるということでもいけませんので、その辺の配慮を人事担当としてはよろしくお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

**○議長（下川 俊秀君）**

園田総務部長。

**○総務部長（園田 孝君）**

議員のおっしゃるとおり、部署によっては非常に高い専門性や経験等が必要なところもございりますが、一人の職員に依存し続けて長期において張りついているということは、人材育成という観点からは好ましくないと考えております。

そのため、専門的なスキル等を必要とする部署においては、専門性の継続的確保ということも考慮の上で、後継者の育成を計画的に行うことにより、適正な人事配置に努めてまいりたいと考えております。

**○議長（下川 俊秀君）**

田口澄雄君。

**○議員（5番 田口 澄雄君）**

先ほども言いましたけども、こうした所有者不明の土地をめぐっては、国も今問題というのを意識をして、少しではありますけど手を打ち始めています。

しかし、基本的、国の場合は地方の立場を理解してというより、国の新たな開発事業に邪魔になるからという側面も否定ができません。例えば、リニア新幹線の事業振興のために、そうした土地の存在が邪魔になるというのも事実であります。

しかし、地方自治体にとっては、未来の行政財政の財源の一つの柱でもありますので、大事にしていかなければいけないと思いますし、国土交通省の2014年の調査では、最後に所有権登記がされた年から50年以上の登記簿というのが、全体では20%近くもあ

るそうであります。

恐らく中間市でも、この点は同じような傾向ではないかと思うんですけども、こうした土地については、今後、課税上の問題が大量に発生をしていくことも考えられますので、こうした国の動向を見ながら、中間市としては実害のない方向で対応してほしいと思います。そのことをお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

.....

**○議長（下川 俊秀君）**

この際、暫時5分間休憩いたします。

午前11時07分休憩

.....

**○議長（下川 俊秀君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

田中多輝子さん。

**○議員（6番 田中多輝子君）**

日本共産党の田中多輝子でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

高齢者に対する補聴器購入助成制度創設についてお伺いをいたします。

我が国では、全人口に対する高齢者の割合が年々増加し、2007年から20%を超え、超高齢社会になり、総務省統計局によると、総人口に占める65歳以上の割合は27.7%になりました。

超高齢社会における生活の質を維持していくには、社会的な対応を早急にしていくことが重要です。認知症予防、高齢者の生活支援において、加齢による難聴への聴覚保障や円滑な聴覚的コミュニケーションを図ることが有効です。人は誰でも年をとり、年齢を重ねるとともに、高い音から徐々に聞こえなくなり、そして、聞こえない音がふえていき、65歳以上の半数に難聴があるとされています。

年をとるとどんな人でも、程度の差はあれ耳が遠くなります。言葉が聞こえにくくなると認知機能が低下し、会話にも支障が出て社会的に孤立し、認知症のリスクが高まります。

しかし、それを年だから仕方がないとそのまま放置していると、思わぬリスクを招きます。最新の研究では、聞こえの低下が認知症と関係していることが明らかになってきています。補聴器を使用することによって、認知症の予防につながります。

つまり、高齢者の難聴はただ単に聞こえないというだけの問題ではなく、健康に生きられないという重大な問題をはらんでいます。超高齢社会の日本において、高齢者が元気に社会で暮らし続けられるかは、国力にもかかわる重大課題です。

現在、日本の人口に占める65歳以上の高齢者の割合は28%です。2035年には全

人口の3分の1にまで増加いたします。厚生労働省によると、65歳以上の高齢者において、認知症を発症している人の割合は、2012年時点で15%、7人に1人で、認知症の前段階と言われる軽度認知症は、13%に上ります。

一方、認知症を発症するリスク要因として、最も影響が大きいのは難聴です。2017年7月、国際アルツハイマー病会議において、ランセット国際委員会が、認知症を予防できる要因の中で、難聴は認知症の最も大きな危険因子であるという指摘がなされ、難聴を改善できれば、世界の認知症患者を9%減少させることができるという推計が発表されました。

認知症は現在の医学では根治することができません。予防可能な要因の中で難聴が9%と最も高かったのです。厚生労働省による認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）においても、認知症のリスク要因として難聴が上げられています。

つまり、補聴器をつけるなどして加齢性難聴に対処し、適切な聞こえを維持して脳を活性化し、家族や友人との会話を楽しんでいけば、認知症を予防したり、発症をおくらせる可能性が高いわけです。よい聞こえを取り戻すことは、生活の質を高め、そして、認知症を予防することにもつながります。

ここで質問です。難聴というのはどの程度をいうのでしょうか、担当課長にお伺いをいたします。

○議長（下川 俊秀君）

亀井福祉支援課長。

○福祉支援課長（亀井 誠君）

難聴の程度は、軽度、中等度、高度、重度に分けられます。人が聞き取れる最小の音がゼロから20デシベル程度です。軽度難聴は両耳での聴力レベルが25から39デシベル、中等度難聴は両耳で聴力レベルが40から69デシベル、高度難聴は両耳で70から89デシベル、重度難聴は両耳で90デシベル以上に分けられ、高度難聴で申しますと、両耳で40センチ以上の距離で発声された会話を理解し得ないものとされています。

○議長（下川 俊秀君）

田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

耳の聞こえがゼロから20デシベルなら正常、25から69デシベルなら軽・中度の難聴、70デシベル以上になると高度の難聴となり、身体障がい者に認定されます。聴力レベルが70デシベル以上というのは、40センチ以上離れると会話が理解できなくなり、大声での会話ができる程度です。

WHO（世界保健機関）では、中等度難聴と言われる41デシベルから補聴器装着を推奨しています。加齢性難聴というのはどういったものなのでしょう。簡単にご説明すると、耳の中にカタツムリのような管があり、その中には液体、リンパ液が入っていて、音を感じるセンサー、有毛細胞があります。音が入ってくる毛、聴毛がゆらゆら揺れて電

気を起こし、脳に伝えるのです。この毛が何十年も働き続ける中で、抜けたりしてだんだん数が減っていくと、音を伝えることが難しくなり、加齢性難聴になるのです。

年をとると髪の毛が抜けていきますが、耳の中の毛も減っていくのです。要するに音を感じるセンサー、有毛細胞が何十年も働き続ける中で、抜けたりしてだんだん数が減っていくと加齢性難聴になるのです。毛がまた生えてくれば音も聞こえるようになると考えられますが、残念ながら抜けた毛は二度と再生しません。

加齢性難聴の人が直面する生活上の困難としては、主に三つあります。一つ目は、聴覚を通して日常的な情報が入りづらくなること、二点目は、周囲の聞こえる人々とのコミュニケーションや交流が困難になること、三点目、その結果、日常生活のさまざまな場面で孤立することなどです。

大きな声を出さないと会話できないというのは、日常生活の不便さだけにとどまりません。人間関係がぎくしゃくしてしまったり、精神状態にも影響を及ぼします。聞こえの低下に対し、早目に対策を打つことが大切です。

聞こえが悪くなると、家族との間にトラブルが起きることも考えられます。大声だと優しく言えないため、ついけんかになってしまったり。聞こえないと無視されている。悪口を言われていると思ったり、険悪な雰囲気になる。話す内容が必要事項だけになり、会話が楽しくなくなる。次第に孤立していくなどです。

日本補聴器工業会の調べによると、日本の難聴者は1,430万人と推計され、難聴者率は約11%で、欧米の難聴者率とほとんど変わりません。

しかし、難聴者のうち、補聴器所有者は約210万人、補聴器所有率は14%程度です。これは、アメリカの30.2%、ドイツの36.9%、フランス41%、イギリス47.6%などと比べると格段に低くなっています。これは欧州では補聴器購入に手厚い補助があり、個人負担なしに低額の負担で装着できるため、補聴器が普及しているのに比べ、日本では個人負担が多く、補聴器購入者の平均額が15万円と大変高額であることが原因であると思われます。

そこでお伺いをいたします。聴覚障がいのある方で、障害者手帳を持っている方は何人いらっしゃるのでしょうか、担当課長にお伺いをいたします。

○議長（下川 俊秀君）

亀井福祉支援課長。

○福祉支援課長（亀井 誠君）

難聴を含む聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付対象者は、両耳の聴力レベルが70デシベル以上、または一方の耳の聴力レベルが90デシベル、かつ他方の耳の聴力レベルが50デシベル以上とされており、本市では令和元年8月1日現在、258件でございます。

○議長（下川 俊秀君）

田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

難聴者の補聴器購入に対し、現在どのような制度がありますでしょうか、担当課長にお伺いをいたします。

○議長（下川 俊秀君）

亀井福祉支援課長。

○福祉支援課長（亀井 誠君）

難聴を含む聴覚障がい者には、身体障害者手帳が交付されている方を対象として、必要と認めるときに日常生活の能率の向上を図ることなどを目的として、補聴器購入費の支給を行っております。

○議長（下川 俊秀君）

田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

障害者総合支援法に基づく補装具費支援制度での補聴器購入費の支給ということですが、対象がかなり限定的です。大声を出さないと会話ができない、40センチ以上の距離で発声された会話語を理解し得ない、そこまで悪化する前に補聴器を装着し、早期に対処をしておけば、脳の可塑性によって聞こえを失わずに済みます。

加齢性難聴は治らないと言われていきますから、早目の補聴器の装用が重要です。対象の方で実際に補聴器の助成を受けた65歳以上の方は何人いらっしゃいますでしょうか、これまでの推移をお願いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

亀井福祉支援課長。

○福祉支援課長（亀井 誠君）

平成26年度、65歳以上の方で助成を受けた方は27件、27年度26件、28年度13件、29年度32件、平成30年度16件でございます。

○議長（下川 俊秀君）

田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

65歳以上の加齢性難聴者に対する補聴器の購入助成が多くても32件というのは、余りに少ないと言えます。厚生労働省の調べでは、補装具費支給制度による支給は年間4万4,000人となっています。このうち、補聴器所有者のうち公的支援を受けた人はわずか12%しかいないということです。手厚い公的補助がある欧州、補聴器の所有率は日本の2倍から3倍です。日本でも公的補助の充実を求める声が広がっています。本来、国が補聴器助成制度を構築するべきだと思いますが、国がなかなか動かないということであれば、住民に一番近い自治体が対応していくしかないのではないかと思います。

厚生労働省の新オレンジプランでも、難聴は認知症の危険因子であるというふうにされています。聞こえが悪くなると、コミュニケーションの阻害要因になり、認知機能の低下が認知症を招くことにつながります。

本市において、難聴を放置することが認知症の危険を増幅させることをどのように認識されていますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（下川 俊秀君）

冷牟田介護保険課長。

○介護保険課長（冷牟田 均君）

認知症は高血圧や糖尿病、また喫煙などに原因があるとされておりますが、難聴もその一つの可能性があるとして認識しております。

難聴になりますと、家族の会話の中に入れなかったり、相手に何度も聞き返すのをためらうため、会話に対し消極的になってしまいます。これにより、会話の機会が少なくなり、脳に届く音の刺激が減少することにより、認知機能が低下すると考えられております。

○議長（下川 俊秀君）

田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

WHOは41デシベルから補聴器装着を言っておりますが、加齢性難聴者の補聴器早期装着の効果や必要について、市はどのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（下川 俊秀君）

冷牟田介護保険課長。

○介護保険課長（冷牟田 均君）

加齢性の難聴は、今のところ根本的な治療法は確立されておりませんが、難聴の程度が軽いうちに補聴器を利用され、聴力を向上させることで、コミュニケーションに支障を来すことなく生活でき、社会的な孤立を防ぐことで認知症の予防につながると考えております。

しかしながら、補聴器の早期着用が認知症予防につながるか否かについての根拠は今のところ確立されておりません。

○議長（下川 俊秀君）

田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

国は平成30年から研究を始めているということです。WHOは補聴器の早期の使用、41デシベル以上での使用を推奨しております。認知症の予防にも効果が出ていることは、厚生労働省も認めております。補聴器の使用で以前より言葉が聞き取れるようになれば、生活の質が向上いたします。

また、聞こえが悪いと一生懸命聞き取ろうとして脳が疲れてしまいますが、補聴器を使

うことで脳が楽になると考えられます。補聴器を使用すると、認知機能の低下が抑制される可能性が示されています。聞こえの低下を補い、認知機能低下の抑制にも補聴器が役立てば、補聴器の使用が介護費、医療費の抑制につながります。

このことから欧州では、補聴器装着を医療のカテゴリーで対応しているのです。補聴器は健康保険で適用されるのが一番かと思いますが、健康保険の適用はできないのでしょうか、担当課長にお伺いをいたします。

**○議長（下川 俊秀君）**

岩河内健康増進課長。

**○健康増進課長（岩河内弘子君）**

健康保険法等に基づく療養費の支給対象となりますものは、疾病または負傷の治療上必要な範囲のものでございまして、いわゆる治療用装具に限られております。ご質問の高齢者の補聴器につきましては、治療用装具ではなく、日常生活用具として取り扱われておりますので、保険適用外とされております。

**○議長（下川 俊秀君）**

田中多輝子さん。

**○議員（6番 田中多輝子君）**

治療用装具、日本では障がいのカテゴリーで限定的な対応しかしていないということが問題です。そもそも両耳で40センチ以上の距離で発声された会話を理解し得ない聴力まで、聞こえない、そこまで放置しているということがとても問題だと思います。

高齢化が進む中で、補聴器の公的助成は喫緊の課題となっています。国は調査を始めたばかりです。高齢者はそんなに待てません。現状の制度では、中等度難聴の方には何の助成もありません。国を待っていたら高齢者は間に合いません。その間に医療費や介護費が上がり、認知症のリスクはますます上がるばかりです。

補聴器というのは、高齢者の方が社会参加するのに必需品です。補聴器がないと会話に入っていけないし、会話に入っても聞こえたり、聞こえなかったり、話しかけられることも少なくなり、周囲の人たちとの関係性も薄くなり、会話がなくなってくることで、ますます認知症のリスクが高まっていきます。

難聴になると不便になることがとても多くなります。認知症のリスクだけにとどまりません。日常生活は音であふれています。電話の着信、電子レンジ、炊飯器、洗濯機、玄関のチャイム、料理中の鍋の音、銀行や病院での名前の呼びかけ等聞こえなくなると、日常生活が不便になります。

危険にも気がつきにくくなります。自動車のクラクション、自転車のベル、火災報知機、地震や大雨などの警報を知らせる防災無線などです。私たちの日常は音で危険を察知しています。

難聴者の場合、背後の音に気がつかず、接触し、事故に巻き込まれる危険性も非常に高

くなります。聞こえが悪くなると対人関係や心身状態に影響を及ぼします。周りの声や音が聞き取りづらくなると、えっ、はっなどと聞き返す頻度がふえていきます。

しかし、会話をしている相手にとって何度も聞き返され、同じことを何度も話すのはストレスになりかねません。また、加齢性難聴者の人と話すときには、どうしても声が大きくなります。大きな声を出し続けて会話することは、ふだんの会話より負担が増していきます。

そのため、話をする頻度も減っていく傾向にあります。本人も聞き取れなかったことを聞き返すのが面倒になり、聞こえたふりやわかったふりをするのがふえます。加齢性難聴になると会話が難しくなり、人とコミュニケーションの機会が減っていき、次第に外出の機会も必要最低限になり、悪循環となります。人と会話する頻度が減ることで抑鬱傾向になり、認知症になる危険性も高くなるのです。

厚生労働省が関係11府省と共同で出したオレンジプランでも、認知症の危険因子として難聴を上げています。補聴器は大変高額です。50万円になるものもあります。早い段階での高齢難聴者に対する補聴器購入費用の助成が、結局は多大になる介護費、医療費の抑制にもつながるのです。

まだ科学的根拠は示されていないということですが、明らかに難聴が認知機能の低下、認知症の引き金になっているのではないかと、厚生労働省も認めております。

2017年7月、国際アルツハイマー病会議において、ランセット国際委員会が予防できる要因の中で、難聴は認知症の最も大きな危険因子であると指摘されました。65歳以上の高齢者のおよそ半数が難聴であるとされ、80歳以上では8割が難聴であるという推計も出ております。残存している聴力を最大限生かし、早期に補聴器を使用することで、日常生活の不便さを解消することが結果的に医療費や介護費用の抑制にもつながります。

ぜひ本市でも、補聴器購入費の助成制度をつくっていただきたいと思います。担当部長にお伺いをいたします。

**○議長（下川 俊秀君）**

船津保健福祉部長。

**○保健福祉部長（船津喜久男君）**

ただいまの議員のご質問の加齢性難聴者に対する補聴器購入費の助成についてでございます。

難聴が認知症の危険因子の一つである可能性が指摘されておりますことから、補聴器を用いました聴覚障がいへの補正による認知機能低下予防の効果を検証するための研究を、議員おっしゃいましたように日本医療研究開発機構におきまして、平成30年度から3年間の計画で始めておるところでございます。

本市としましては、この研究の動向に注視をしたいというふうに考えております。

**○議長（下川 俊秀君）**

田中多輝子さん。

**○議員（6番 田中多輝子君）**

現在は加齢性難聴になると、治療する方法がありません。高齢になり、耳の聞こえを放っておくと聴力はさらに低下し、認識できない音がふえていき、会話することが困難になり、日常生活に支障を来し、それが認知症を誘発していきます。そして、難聴は脳の認知機能の負荷となり、社会的孤立や鬱病につながり、脳の萎縮が加速することが確認されています。

WHO（世界保健機関）では、聴力が41デシベル以上を補聴器装着基準としています。しかし、日本では高度難聴者でないと補聴器の助成が受けられない。これは70デシベル以上というふうになっています。日本の基準は大変おくれております。もっと早く対処しておけば、失われずに済んだ聞こえがあります。

高齢になっても、元気で健やかに暮らせるよう、高齢難聴者に対する補聴器助成を本市でもお願いいたします。福田市長にお伺いをいたします。

**○議長（下川 俊秀君）**

福田市長。

**○市長（福田 浩君）**

高齢化する中、多くの高齢者の生活を支えるために、そして高齢者がもっと社会の中で活躍できるよう高齢者支援を進めてまいりたいと思っております。

議員ご質問の加齢性難聴者に対する補聴器購入費の助成、これにつきましても、本市といたしましては、国の研究の動向に注視してまいりたいと考えております。

**○議長（下川 俊秀君）**

田中多輝子さん。

**○議員（6番 田中多輝子君）**

全国市長会議において、障がい者福祉政策に関する提言として、軽度・中等度難聴者について、補聴器購入について補装具費の支給制度で対応するよう提言があっており、関係府省等に要請が上がっております。

日常生活において、二度、三度と聞き返しがふえてくると、話しかける機会が減り、話すときは言葉を選び、必要最低限だけの連絡になり、コミュニケーションを楽しむということがなくなっていくため、人間関係も希薄になります。聞こえが困難になると、何と言ったのかその都度聞き返さなければならず、最終的にはどうせ聞こえないからと諦めてしまい、外出も次第に減っていきます。

それが社会参加の妨げになり、鬱や社会的孤立を招き、認知症の原因にもなるのです。聞こえが悪いことで、コミュニケーション障がい、社会活動の減少からさまざまな不利益に波及すると言われております。鬱や孤立、意欲低下、認知機能の低下、脳萎縮、虚弱、転倒、日常生活動作の低下などが問題視されています。その結果、医療費の支出の増加、要

介護になるリスクもますます高まっています。

冒頭でも述べましたが、アルツハイマー病会議で報告された認知症のうち、約35%は予防修正が可能な要因によって起こるとされ、予防可能なリスクは九つあり、中でも難聴は9%を占め、予防できる要因の中で最も大きいリスク因子であるというものです。

しかし、これは難聴を予防すれば認知症のリスクを9%減らせるということにもつながっていきます。加齢とともに体の機能が衰えていくのは自然なことです。目の機能が衰えて老眼になり、筋肉の低下で足腰が動きにくくなり、耳の機能が低下し聞こえが悪くなります。足の筋肉の衰え、目の機能低下、耳の機能の低下は人によって個人差はあるものの、誰にでも起こることと言えます。

だからこそ、超高齢社会が進んでいる今、早目の対策が重要です。現在のところ、加齢性難聴の治療法はありません。しかし、補聴器を装用することで聴力を補うことはできます。運動をしないと筋肉が痩せていくのと同じように、聞こえない状態が長く続けば脳の言葉を聞き分ける力が衰えていきます。機能が低下する前に補聴器で聞こえを補い、言葉が耳に届くようにすれば、聞き分ける能力は維持できます。

しかし、長く放置し、働きが衰えてしまってから聞こえを取り戻すのは容易ではありません。だからこそ、難聴になったらなるべく早い段階で補聴器を装用することが重要なのです。難聴は認知症のリスクであり、聞こえを改善することでコミュニケーションがスムーズになり、生活を楽しむこともできます。

本市としても、できる限りの軽度・中等度難聴者に対する助成を早急にお願ひいたします。高齢者はそんなに待てません。迅速な対応が、ひいては介護費、医療費の抑制につながります。高齢者の介護予防、自立支援のため、高齢者の補聴器購入の助成をお願ひいたしまして、一般質問を終わります。

.....

**○議長（下川 俊秀君）**

次に、柴田芳信君。

**○議員（4番 柴田 芳信君）**

日本共産党の柴田芳信です。通告書に従い質問いたします。

まず、防災対策についてであります。

3月議会におきまして質問した中で、「中間市防災会議を開催し、計画等の見直しを行っていきます」と言われました。ことしの5月に国の基本計画が修正をされました。災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する計画で、災害の未然防止、被害の軽減及び災害復旧のための諸施策等の基本的な事項を定めるものとして、平成30年7月の豪雨を踏まえた水害、土砂災害からの避難対策に関する修正が行われているところであります。

中央防災会議は、みずからの命はみずからが守る意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動の周知、避難訓練とあわせた防災教育の実施や防災と福祉の連携等をうたっ

ています。中間市における見直しについてお聞きしたいと思います。

**○議長（下川 俊秀君）**

園田総務部長。

**○総務部長（園田 孝君）**

中間市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、中間市防災会議が作成する計画でございまして、国、県、その他の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、市における災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、地域の保全並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とするものでございます。

そのため、中間市防災会議を毎年開催し、国、県の防災計画の改定に基づき、委員の皆様にご覧の上で、水防計画及び地域防災計画等の見直しを行っているところでございます。

今年度は、国、県の見直しを受け、地域防災計画、水防計画、水防警戒本部設置基準、避難勧告等の判断・伝達マニュアル等の見直しを行い、承認をいただいております。

また、避難所開設・運営マニュアル及び物資供給マニュアルなどの整備経過や、災害時受援計画の整備予定等の報告を委員の皆様に行ったところでございます。

**○議長（下川 俊秀君）**

挙手をお願いします。柴田芳信君。

**○議員（4番 柴田 芳信君）**

次に、住民の避難行動等を支援する防災情報の5段階の警戒レベルでの防災情報の提供を行います。警戒レベル3で住民がとるべき行動、高齢者は避難です。レベル4では、全員が避難となります。

中間校区に私も住まいしておりますが、防災訓練等の経験は今までありません。他の校区におかれましては行っていると聞いております。中間校区の場合、水害時の避難場所が確立していない等の理由でできなかったと聞いております。

ことしも梅雨が明けた8月末に、数十年に一度の大雨が九州の北部を襲いました。訓練は住民の皆さんの命を守る最大のとりでだと思えます。ぜひ実現できるよう働きかけをお願いしたいと思います。

次に、3月議会において、「行政など公的機関による公助だけでは限界が生じます。自助・公助の重要性を訴え、行政と市民が一体となり、災害に取り組んでいく体制づくりに努めておる」と言われました。体制づくりの中で自主防災組織の設立を言われましたが、体制づくりについて具体的にお聞きをしたいと思えます。そして、研修等についてどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

**○議長（下川 俊秀君）**

園田総務部長。

**○総務部長（園田 孝君）**

本年3月議会におきましてもお答えしましたが、市内61自治会で自主防災組織を設立していただいております。校区や自治会単位での避難訓練を実施いたしております。

現在は、より実情に即した災害想定により、市民が一体となった避難訓練を支援し、訓練の充実を図っております。

また、災害時に県、他市町村、ボランティアなどからの支援を円滑に受け入れ、その支援を最大限活用して、非常時優先業務の円滑な実施を図るため、あらかじめ受援体制や人的・物的支援の受け入れ手順等について、具体的に定める中間市災害時受援計画を整備することといたしております。

さらに、今年度は、市内の全自主防災組織の会長を対象とした出前講座と、東小校区の住民を対象とした避難行動要支援に関する研修会を実施する予定といたしております。

**○議長（下川 俊秀君）**

柴田芳信君。

**○議員（4番 柴田 芳信君）**

そういう訓練の中で、設備に対して問題提起を受けた箇所はございますでしょうか。

**○議長（下川 俊秀君）**

石井安全安心まちづくり課長。

**○安全安心まちづくり課長（石井 浩司君）**

平成29年11月に実施いたしました底井野校区防災避難訓練におきまして、中間中学校屋外トイレの洋式トイレの改修要望がありましたので、平成30年1月に改修を行っております。

**○議長（下川 俊秀君）**

柴田芳信君。

**○議員（4番 柴田 芳信君）**

これからも訓練等で出された問題には迅速に対応していただくよう、ぜひよろしく願いしておきたいと思っております。

8月28日、気象庁は福岡、佐賀、長崎の各県に対して大雨特別警戒を発表しました。北部九州に出されたのは九州北部豪雨、西日本豪雨に続き3年連続であります。特別警戒は数十年に一度の災害が迫ったときに発表される最大級の警報です。それが毎年1度の頻度でやってくることを私たちは直視しなくてはなりません。

気象庁は温暖化がとまらない限り、海面から水蒸気をエネルギー源にした豪雨が頻発し、災害はふえ続けることになる。今回も温暖化の影響で威力を増した豪雨だった可能性があるとして発表しました。佐賀県を中心に家屋の床上浸水や道路の冠水、河川氾濫、土砂崩れも起きました。3県で計88万人を超す人に避難指示が出されました。これだけの人たちがどこにどう逃げるのか、余りにも現実離れしていないでしょうか。

中間市として、防災予算の要求を国や県に対して行ってほしいと思っております。例え

ば、ハピネスなかまや地域交流センターは空調設備が整っていますが、小中学校の体育館は空調設備等がありません。一遍にはできないと思っておりますが、少しずつでも整備をしていくことが大切ではないでしょうか。

次に、非常用電源装置についてお伺いいたします。

非常用電源装置の工事も始まりまして、今後は設備の維持管理が伴ってまいります。どのような体制で行っていくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

非常用電源装置につきましては、現在、基礎工事及び外柵フェンス工事、コンクリートの養生期間を終え、今月11日に発電機が納入される予定でございます。

その後、電気工事及び試験運転を今月末までに完了し、来月1日から運用を開始する予定でございます。運用開始後の維持管理につきましては、月1回の自動運転による動作確認及び年1回の保安点検を実施する予定といたしております。

この非常用電源装置の運用開始により、中間市災害対策本部が災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮することが可能となるものでございます。

○議長（下川 俊秀君）

柴田芳信君。

○議員（4番 柴田 芳信君）

今後、日常的な点検、無負荷運転、実負荷運転等は保安協会さん等をお願いできるとしても、市庁舎内には受電設備や配電設備もあります。さらに、今後、省エネ問題や再生可能エネルギー等、行政としてかかわっていかねばならない問題が出てくると思います。ぜひお願いをしたいのは、専門知識を持った方の採用を強く要望し、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（下川 俊秀君）

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時00分再開

○議長（下川 俊秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

公明党の掛田るみ子です。通告に従い一般質問を行います。

初めに、職員厚生会事業の内容とあり方についてお伺いします。

本市は福岡県市町村福祉協会に加入し、職員の福利厚生の実現を図っています。福祉協会の情報公開資料によれば、職員の掛金は本俸額の1000分の3.4、そして、その掛金と同額を事業主である自治体が負担金として納めています。それらを財源に、現役職員の福利厚生としては、13種の手厚い給付事業が行われています。

例えば、入院見舞金や死亡弔慰金を初め、結婚、出産、子どもの入学や銀婚式、還暦など各種祝い金、勤続年数10年ごとの勤続祝い金、退職の際には旅行券などの退職記念品、育児休業や介護休業の援助金、3年間何も給付を受けていない会員には1万円の特別給付などもあります。これらの給付事業の内容の是非について今回は問いませんが、福祉協会には退職者も加入が認められており、給付を受けていることに疑問を持っています。

退職者の会員向けの医療福祉事業があり、年間4万円を限度に医療費の自己負担額のうち、3割が医療援助金として給付されています。そして、その財源に現役職員の掛金や中間市の負担金の一部が使われているのです。現役職員への福利厚生事業は理解できますが、市の予算を使って既に退職した職員に対し、生涯にわたり医療費の支援をするというのは理解しがたいものがあります。

そこのお伺いします。平成30年の実績でお答え願います。初めに、現役職員の会員数、1人当たりの掛金の額、その総額をお聞かせください。

**○議長（下川 俊秀君）**

後藤総務課長。

**○総務課長（後藤 謙治君）**

現役職員の会員数は466名となっております。掛金、負担金につきましては、612万円、合わせて1,224万円となっております。職員の平均につきましては、年間1万3,130円となっております。

**○議長（下川 俊秀君）**

掛田るみ子さん。

**○議員（7番 掛田るみ子君）**

会員数466人、年会費1人平均1万3,700円、掛金総額が612万ということで、中間市の事業主分も合わせて1,224万円が福祉協会に納められているということでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、この負担金に対し、どの程度の給付があるのか、お伺いします。現役職員の給付人数と給付額をお聞かせください。

**○議長（下川 俊秀君）**

後藤総務課長。

**○総務課長（後藤 謙治君）**

平成30年度になります。延べ人数で273件、金額にして808万円になります。

**○議長（下川 俊秀君）**

掛田るみ子さん。

**○議員（7番 掛田るみ子君）**

会員数447人に対し、給付人数は273人ですから、会費を納めるだけで給付のない方も多くいることがわかります。事業主分も合わせた納付額1,224万円に対し、808万円の支給額ということですが、職員の掛金612万円の1.3倍の給付額ということになります。

次に、退職者に注目してみたいと思います。退職者の会員数、1人当たりの掛金の額と掛金の総額についてお伺いします。

**○議長（下川 俊秀君）**

後藤総務課長。

**○総務課長（後藤 謙治君）**

現在の退職者の会の会員数は324人になっております。退職者の掛金につきましては、医療に係る部分が1人6,000円となっており、324人ですので、194万4,000円が年間の掛金となっております。

**○議長（下川 俊秀君）**

掛田るみ子さん。

**○議員（7番 掛田るみ子君）**

退職者会員は324人、会費は年間6,000円、これは現役会員の掛金の平均1万3,700円の半分以下になります。

掛金総額が194万円に対し、給付の状態を伺いたいと思います。退職会員の給付人数と給付額をお聞かせください。

**○議長（下川 俊秀君）**

後藤総務課長。

**○総務課長（後藤 謙治君）**

昨年度です。延べ人数で医療給付につきましては441件、金額にして515万4,600円になります。

**○議長（下川 俊秀君）**

掛田るみ子さん。

**○議員（7番 掛田るみ子君）**

退職会員の会員数が324人に対して、給付件数が441ということは、年に複数回給付を受けている方もおられるということです。また、給付額515万円は掛金総額194万円の2.6倍以上の給付実態がございます。現役職員より退職者に有利な制度設計になっていることがわかります。

中間市だけのお金の流れでいくと、この差額は中間市の事業主分である職員厚生会負担金で賄われているように見えますが、実際に退職会員のために負担している金額をお聞かせください。

○議長（下川 俊秀君）

後藤総務課長。

○総務課長（後藤 謙治君）

現役の掛金の中から1000分の1.4、金額にして年間約252万円になります。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

1000分の1.4のうちの252万円ということですけど、もう1回確認しますけど、現役職員の分と中間市の分を合わせての252万円ということによろしいですか。

○議長（下川 俊秀君）

後藤総務課長。

○総務課長（後藤 謙治君）

現役の職員の分の3.4の中から1.4、252万円が退職者の医療の給付に充てられていると思います。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

失礼しました。252万円と同額が中間市からも行っているということによろしいでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

後藤総務課長。

○総務課長（後藤 謙治君）

退職者の会のしおりを見ますと、現役の職員の掛金の1.4ということなんで、済みません、市役所のほうの負担金からは……（「行っているわけではないということね。はい、承知しました」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

そこは私が勘違いしていたところだと思います。総額252万円が現役職員の掛金から退職者のほうに行っているということで、仕送り方式で支援をしているような形になっていると思います。これを見る限り、職員、今の中間市の財政状況の中で、現役職員の掛金で退職者の医療費まで賄う必要があるのだろうかということを感じております。

仮に現役職員の給付だけなら、もっと給付額も下げ、また中間市の負担分も下げることができるのではないかというふうに思っております。

福岡県市町村福祉協会に加入している市町村の数は、本年度32であり、県下60市町村のうち28市町村は独自の福利厚生事業を行っているということになります。本市も早急に退会し、給付事業の内容も精査していただき、純粹に現役職員のための中間市にふさわしい福利厚生事業を立ち上げるべきだと思いますが、最後に市長の見解をお伺いします。

**○議長（下川 俊秀君）**

福田市長。

**○市長（福田 浩君）**

今後、職員厚生会のあり方について福祉協会の件も含めまして、職員にとってより適切な制度となるよう、内部で十分に協議してまいりたいと思います。

**○議長（下川 俊秀君）**

掛田るみ子さん。

**○議員（7番 掛田るみ子君）**

この案件は、多くの議員さんたちが取り上げて随分時間をかけて中間市のほうに訴えてきた案件でございます。ここまで中間市の財政が逼迫した状態になって、職員のお給料も手をつけなきゃいけないのではないかというようなことも、午前中の議会でそういったこともございました。そういった状態の中で、しっかり今の職員を守るような形の厚生事業をしていただきたいと、そのように要望しておきます。

続きまして、LINEの公式アカウントの活用についてお伺いします。

中間市では、LINE株式会社が運営するコミュニケーションアプリ「LINE」に、観光案内アカウントを開設し、観光情報の発信を行ってきました。この観光案内アカウントを12月末で閉鎖し、新設した中間市公式アカウントで、より多くの情報発信をしていくとの内容を市のホームページ上で拝見しました。

多様な可能性を秘めているLINEの運用に大きな期待を寄せております。改めて中間市公式アカウント開設の経緯と目的についてお伺いします。

**○議長（下川 俊秀君）**

濱田企画政策課長。

**○企画政策課長（濱田 学君）**

本市は、LINE株式会社のコミュニケーションアプリ「LINE」を利用して、中間市観光案内公式アカウントにて、観光情報の情報発信を平成31年1月から開始しております。

その後、本年6月にLINE株式会社から1アカウントを対象とした無償で利用できる地方公共団体プランの提案がありまして、さきに運用しておりました観光案内アカウントを中間市アカウントに統合させ、引き続き観光案内やイベント情報とともに、市ホーム

ページとの連動を図ることといたしました。

また、議員がお話しされておりましたように、さきに運用しておりました観光案内アカウントが本年12月末で終了することや、中間市LINEアカウントの利用に関する注意事項について、市ホームページに掲載しております。

現在、中間市LINEアカウントには、約600人が登録しておりました、今後も観光情報を継続的に発信していく方針でございます。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

無料のアカウントの開設をとということで変更しただけで、情報に関しては今までとそれほど変わらない形で運用していくということでしょうか、現時点ではですね。

○議長（下川 俊秀君）

濱田企画政策課長。

○企画政策課長（濱田 学君）

現時点でございますが、引き続き観光情報発信を努めてまいります、他の部局とも調整をいたしまして、多くの情報を発信していける体制をつくっていきたいと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

中間市の公式アカウントを拝見しましたら、ホームページのほうに連動させて、ホームページにつながるようなボタンもありましたし、私も一応済みません、今回するので友達登録させていただきまして、情報は流れてくるようになっております。

さて、このLINE株式会社が地方公共団体向けサービスの無償化に踏み切った目的は、人と行政の距離を縮めることだそうです。地方公共団体プランでスマホのLINEアプリを使い、いつでも、どこでも、市民がつながることができる行政サービスの提供を目指しているようです。これを「持ち運べる役所」と表現しています。

既に一部自治体では、住民票の申請の受け付けや粗大ごみの受け付け、相談業務など、LINEを活用したサービスの提供を開始しています。そのような先行事例の中で、興味深かったのが、道路の陥没などを市に通報できるシステムであります。

LINEのトーク画面に道路の写真と位置情報を投稿すると市の担当者につながり、応急処置を施してもらえらるというものです。補修の状況は、月に1回程度ホームページで公表しているそうです。

市民の情報提供によって素早く補修ができれば、道路の安全が確保されるとともに、自分の声が行政に届いている実感により、市民の満足度も向上するものと思われま。

私は、本市の建設課の職員の皆様の動きは高く評価しているつもりです。日ごろより安全管理に努めておられることと思いますが、市内を網羅することは困難なことだと思います。

くしくも議会初日、道路が剥がれた穴に原付バイクの前輪がはまり、転倒し、市民が負傷、33万円もの示談金を支払ったとの専決処分の報告がありました。

道路補修は、建設課職員が日常的に行っている地味で目立たない業務であります。市民の安全を守る大切な仕事であります。だからこそ、その働きが見える形になり、より多くの市民に感じてもらえれば、中間市の評価も上がり、職員の仕事へのモチベーションも上がるのではないのでしょうか。中間市公式アカウントの開設を機に、新たな活用の一つとして取り組んではいかがでしょうか。

**○議長（下川 俊秀君）**

誰が答弁。原口建設課長。

**○建設課長（原口 憲一君）**

現在、市内道路の陥没及びひび割れ等のふぐあい箇所につきましては、自治会からの情報提供や建設課職員による道路パトロールにより早期発見に努めているところでございます。

また、市民の皆様からの情報提供につきましても、年間数件程度受け付けている状況であり、いずれにおきましても現地を確認の上、早急に対応しているところでございます。

そこで議員ご提案のLINEによる陥没等の通報につきましては、県内では福岡市が運用しておりますが、本市といたしましても、必要に応じて秘書広報課と連携を図りながら、運用方法等を研究してまいりたいと考えております。

**○議長（下川 俊秀君）**

掛田るみ子さん。

**○議員（7番 掛田るみ子君）**

総務省の通信利用動向調査によると、スマホを保有している世帯の割合が約8割まで増加しているそうです。パソコンを保有している世帯の割合を既に上回っております。また、SNSの利用率は60%であり、30代、40代ともに7割を超え、20代に至っては8割近くが何らかのソーシャル・ネットワーキング・サービスを利用しているというふうにあります。

一方、民間のリサーチ会社の資料では、SNS利用者数はLINEが群を抜いており、SNSを使っている方の8割がLINEを利用しているそうです。高齢化率の高い本市だからこそ、若い世代に関心を持ってもらえる施策の推進がより一層重要になってくるものと思われまます。

行政の性質上、新しい取り組みには慎重になりがちですが、中間市の存続には若年層を取り込むための発想の転換と新しいことに挑戦するチャレンジ精神が求められるのではな

いでしょうか。

そのような観点から、LINE公式アカウントの活用は多くの可能性を秘めていると言えます。LINE活用の無料セミナーも行っているようですから、職員を派遣し、幅広く活用ができるように取り組んでいただきたいと思います。市長の見解をお伺いします。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

全くそのとおりだと思っております。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

何か短いですね。済みません、大変短いご答弁でありましたが、取り組んでくださる、取り組む方向で進めてくださるというふうに受けとめていいんでしょうか、もう1回確認します。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

はい、そう受けとめていただいて結構です。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、幼児教育・保育の無償化についてお伺いします。

本年10月から幼児教育の無償化が始まりますが、これは戦後、小中学校9年間の普通教育が無償化されて以来、70年ぶりの改革であるとともに、日本の教育の歴史的転換点とも言うべき大改革であります。

私ども公明党は、人生初の公教育である幼児教育はかけがえのない一歩であり、そこに不公平があってはならないとの信念のもと、2006年から幼児教育の無償化を重点施策に上げてきました。

2012年の自公連立政権が再発足したときの合意文書にも、無償化の実現を目指すことが明記され、13年の長きにわたる地道な積み重ねによってようやく実現する無償化であり、感慨深いものがあります。

全国では、300万人が対象となっているようですが、改めて本市の無償化の概要と見通しを伺いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、制度の概要と無償化の対象者人数をお願ひします。

また、今回無償化の対象から外れる方の人数とその方たちの保育料もお願いいたします。

**○議長（下川 俊秀君）**

平川こども未来課長。

**○こども未来課長（平川 佳子君）**

本年5月10日に幼児教育・保育の無償化のための子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立しました。

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。また、ゼロ歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

対象となる施設は、幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業も同様に無償化の対象となります。

こども未来課所管の保育所に関する幼保無償化についてお答えいたします。

無償化の対象となる児童数は543名、無償化となる保育料の金額は635万7,300円、無償化とならなかった人数は315名、無償化とならなかった保育料の金額は548万6,850円と見込んでおります。

**○議長（下川 俊秀君）**

掛田るみ子さん。

**○議員（7番 掛田るみ子君）**

543名の方が635万7,300円の保育料を払わなくてよくなるということで、大変市民にとっても、子育て世代にとってもありがたいことだと思います。

その中で、通常はこのサービスを受けるためには手続の必要はないというふうに聞いていますが、認可外保育所などに通っておられた場合、サービスを受けるために事前申請が必要な方もおられるというふうに聞いています。申請が必要な方の把握のほうはできているのでしょうか。周知などはどのように行っているのか、お伺いします。

**○議長（下川 俊秀君）**

平川こども未来課長。

**○こども未来課長（平川 佳子君）**

先ほど議員がおっしゃっていただいたとおり、認可保育所に通っている児童の保護者に関しては、特に手続はございません。

認可外保育所に通っている方に関しましては、保育の必要性の認定を受けることが必要でございます。

周知方法といたしましては、中間市のホームページ掲載、認可外保育所に対しては、事業者と利用者に申請の依頼を行っているところでございます。

**○議長（下川 俊秀君）**

掛田るみ子さん。

**○議員（7番 掛田るみ子君）**

せっかくのサービスですので、漏れがないようにくれぐれも万全の体制でお願いしたいと思います。

ご存じのように、無償化の財源は消費税であります。本年度10月から来年の3月までの半年分は、全額国が負担すると聞いています。

翌年からは、国が2分の1、県と市が4分の1を負担するようになります。保育料には国の基準がありますが、本市は子育て支援として、県下で二番目に安い保育料です。国の基準より減額されている部分は、中間市の予算で補填し、保育園に支払われています。

保育料を国の基準で徴収している自治体は、このたびの無償化で負担が多くなるそうですが、本市は年間4,000万円以上の保育料を補助しております。本市の経費は無償化によってどのように変わのでしょうか。

初めに、幼稚園教育の無償化による影響額からお伺いします。

**○議長（下川 俊秀君）**

松永学校教育課長。

**○学校教育課長（松永 嘉伸君）**

このたびの幼児教育無償化制度が施行されるまでは、私立幼稚園に就園している子ども471名の保護者に対しまして、就園奨励費を支給いたしております。平成29年度における就園奨励費補助に関する中間市の財政負担額は、約4,740万円であります。

来年度の当初予算における幼児教育無償化に係る幼稚園に対する中間市の財政負担額は、約4,552万円と見込んでおりますことから、その影響額といたしましては、中間市の財政負担額が平成29年度より約188万円ほど少なくなる見込みでございます。

**○議長（下川 俊秀君）**

掛田るみ子さん。

**○議員（7番 掛田るみ子君）**

先ほどの保育の543名とは別に、471名も無償化の対象になるということですね。

次に、私立で幼稚園のほうでは188万円の減額というご答弁でした。無償化によって持ち出しがこれだけ幼稚園のほうは減るということですが、保育園のほうを伺いたいと思います。保育園のほうの無償化の影響額をお伺いします。

**○議長（下川 俊秀君）**

平川こども未来課長。

**○こども未来課長（平川 佳子君）**

私立保育園の影響額は、平成29年度と令和2年度を比較すると、人数は694名で411万6,508円、市の負担は減ります。

公立保育園の影響額は、平成29年度と令和2年度で比較すると、人数は120名で865万6,950円、市の負担がふえます。私立保育園と公立保育園を合計いたします

と、454万443円の間中市負担増となります。これは、公立保育園の負担がふえる理由は、国と県の負担がないためでございます。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

次に聞こうと思ったことも一緒に答えていただきまして、ありがとうございます。

私立保育園では411万円減るのに対して、公立保育園では865万円ふえるということで、大変意外でありました。そこを合算すると454万円の負担増になるということで、さらに幼稚園の影響額199万円を合算しますと、本市の無償化における影響額は266万円の負担増になるということでもあります。

私立保育園の場合は市内に5個あります。それらの負担は減るのにかかわらず、市内に唯一の公立保育園であるさくら保育園の負担が865万円もふえることに対しては、正直私も驚きました。

先ほどご説明がありましたように、私立保育園には国や県からの負担金がありますが、公立保育園には国や県からの負担金がないということで、無償化にかかわる保育料の費用は全て市が賄うというような形になっているということ、今回の質問を通して認識できました。

これが仮にさくら保育園になりますけど、私立の保育園だったと仮定した場合、影響額がどのようになるのか、お伺いします。

○議長（下川 俊秀君）

平川こども未来課長。

○こども未来課長（平川 佳子君）

もし仮に公立保育園が私立保育園であったと仮定いたしまして計算しますと、88万3,657円、市の負担は減ることになります。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

さくら保育園が私立であれば、865万円の増額が一転88万円の減額になるというご答弁でありました。それに伴い、中間市の無償化による影響額は、先ほどの合計266万円の負担増から698万円の負担減になると試算されます。

私は、今回、幼児教育の無償化で市の負担は減るのではないかと試算して質問をさせていただきました。その浮いた予算で、ゼロ歳から2歳までの無償化の対象にならない課税世帯の子どもたちの保育料の無償化を提案するつもりでございました。

今回、負担増になるということで、現時点では難しいということがわかりました。財政的に厳しい本市だからこそ、若い世代、とりわけ課税世帯の人口をふやすための思い切っ

た施策が必要なのではないのでしょうか。現時点では大きな歳入増が見込めない本市の場合、現行予算の組み替えの中から財源を生み出していくしかありません。

さて、平成29年実績で私立保育園への市の負担金は1億3,425万円で、園児数は694人と伺いました。1人当たりの市の負担額は19万3,000円になります。

一方、さくら保育園を見ますと、園児120人に対し、一般財源が1億5,367万円使われております。1人当たりの市の負担額は128万円、私立の6.6倍以上の額を市が負担していることになります。

一般財源には国からの交付税も入っているのではないかとということで、財政課に算出していただいた交付税額5,316万円を差し引いて計算しても、1人当たり83万7,000円、私立の4.3倍弱という数字がはじき出されました。

今回、無償化から漏れた子どもたちを仮に無償化するというために必要な財源というのは、冒頭ありました548万6,800円でございます。本市の財政状況を踏まえますと、早急にさくら保育園の経営形態を見直さざるを得ないのではないのでしょうか。通告に上げておりませんので、あえて答弁を求めることはいたしません。問題提起をさせていただきます。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

.....

○議長（下川 俊秀君）

次に、草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

公明党の草場満彦でございます。通告に従って一般質問を行います。

まず、武道場の活用状況について質問をいたします。

武道場の建設に至った経緯と目的をお伺いをいたします。

○議長（下川 俊秀君）

佐伯教育部長。

○教育部長（佐伯 道雄君）

平成20年3月改訂の中学校学習指導要領に、第1・第2学年の保健体育科で武道が必修になることが明記され、平成24年度から完全実施されることとなりました。

これを受けまして本市では、国の公立中学校武道場整備費補助金を活用いたしまして、中学校4校に武道場を設置することとなり、平成22年12月に完成をいたしました。

建設費につきましては、4校合計で3億7,284万1,350円であり、財源の内訳は国の補助金が建設費の約49.97%となる1億8,631万9,000円、地方債が同46.99%となる1億7,520万円、一般財源が同3.04%となる1,132万2,350円となっております。

なお、現在のところ、当該施設にかかわる補修費用等は発生しておりません。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

**○議員（8番 草場 満彦君）**

答弁の財源の内訳の中で、地方債が全体の約47%、金額が1億7,500万円とありました。地方債ですから償還しなければならない借金だというふうに私は思っています。償還期間は何年であって、毎回いかほど返納しているのか、お聞かせください。

**○議長（下川 俊秀君）**

北原教育施設課長。

**○教育施設課長（北原 鉄也君）**

償還につきましては、平成23年度から令和7年度までの15年間となっております。償還額につきましては……

**○議長（下川 俊秀君）**

償還額につきましては、財政課長。

**○議員（8番 草場 満彦君）**

わからなかったら後でまた教えてください。

**○教育施設課長（北原 鉄也君）**

私のほうは、済みません、償還期間のみお答えさせていただきました。

**○議長（下川 俊秀君）**

草場満彦君。

**○議員（8番 草場 満彦君）**

そして、武道の授業が平成24年から完全実施ということでしたけども、24年度以降の武道に対しての取り組み、そして武道場の利用状況を聞かしてください。

**○議長（下川 俊秀君）**

片平教育長。

**○教育長（片平 慎一君）**

武道場の利用につきましては、平成23年度まで全学年、球技または武道の中からの選択でございました。学習指導要領の改訂により、平成24年度から男女ともに全ての中学生が、第1・第2学年において、年間10時間程度武道を学ぶことになりました。第3学年につきましては、引き続き選択となっております。本市は2校の中学校で柔道、他の2校の中学校で剣道を実施しております。

武道場の活用状況につきましては、保健体育科での武道の授業はもちろん、他の実技の授業でも使用しております。また、部活動においても使用しており、さらには学校、学年の集会や学校行事等でも利用しております。そのほか、学校の体育館と同様に、社会体育の学校開放事業といたしましても、活用しております。

**○議長（下川 俊秀君）**

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

生徒には年間10時間程度の武道の授業を実施をしていると。この10時間は年間のスケジュールでいくとどういうふうなスケジュールで実施されているのでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

小野学校指導課長。

○学校指導課長（小野 篤志君）

保健体育科の標準授業時数は年間105時間で、週3時間実施されております。これは保健の授業も含んでおります。武道の授業は、年間10時間程度ですので、1カ月程度で集中して実施されております。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

集中的に今、約1カ月の中で実施をしているという答弁でありました。年間12カ月ですけれども、その中で1カ月の間に、ただ全生徒の武道場を使う授業の全体的なローテーションとかもあると思いますけれども、武道の授業での武道場の使用、利用、これが1年を通してどれぐらいなんだろうな、もしかしたら結構武道の授業以外を見たときに、結構あきがあるのではないのかなというふうにどうしても思ってしまうところがございました。

ただ、教育長の答弁の中に、違う使用用途もあるということをおっしゃっていただけども、済みません、あと柔道と剣道ということでしたけれども、それぞれ2校ずつと。授業で使う防具はどういうふうな、備品なんですか、それとも違うのがあるんですか。

○議長（下川 俊秀君）

小野学校指導課長。

○学校指導課長（小野 篤志君）

生徒用の防具や胴着等については、学校の消耗品として購入しており、保護者の負担はありません。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

答弁の中の武道以外の活用をしていると、授業をですね、他の実技の授業とありましたけれども、これ具体的にどういうものなんですか。

○議長（下川 俊秀君）

小野学校指導課長。

○学校指導課長（小野 篤志君）

武道場を使用している保健体育科の領域や内容につきましては、武道のほかに体づくり運動やスポーツテスト、ダンス等でも使用しております。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

申しわけありません。私自身が全体の使用・利用状況が理解ができませんでした。武道自体の授業は約1カ月間の中で実施ができますよと、他の実技の授業、また集会とか学校行事がどれほどあって、十分な利用活用状況なのかというのが、十分つかめなかったわけでありまして。

でありますので、申しわけないです、もうこの質問をする前に行っておけばよかったんですけども、一度学校、現地のほうを視察をさせていただいて、実際のところを見させていただきたいというふうに思いました。佐伯教育部長、一緒にいかがでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

佐伯教育部長。

○教育部長（佐伯 道雄君）

ぜひ武道場のほうにお越しいただいて、よければ私のほうは同行させていただきたいと思っております。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

1年・2年生は必修授業であります。武道の授業を実施していることによって出る利点、また、生徒たちにとっても有意義なものがあると思っておりますが、その点を教えていただけないでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

小野学校指導課長。

○学校指導課長（小野 篤志君）

武道は武技、武術などから発生した我が国固有の文化であり、相手の動きに応じて基本動作や基本となるわざを身につけ、相手を攻撃したり、相手のわざを防御したりすることによって、勝敗を競い合う楽しさや喜びを味わうことができます。

また、武道に積極的に取り組むことによって、武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重して、練習や試合ができるようになります。

この武道の授業を通して、筋力・瞬発力・持久力・調整力・柔軟性といったさまざまな体力を養うことができっております。また、相手と接触し、競い合うことから、相手に対する礼儀や互いを尊重する態度が養われ、さらに望ましい社会生活の習慣や態度が養われております。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

大変たくさんのお有意義な点を紹介をさせていただきましたが、年間10時間と限られた時間の中でこういった指導をすること自体、大変難しいことだと思いますが、しかし、未来の中間市を担ってくれる生徒たちへの熱い思いで取り組んでいただきますことを心から切望をいたします。

次に、社会体育での武道場の活用状況をお伺いをいたします。

○議長（下川 俊秀君）

米満生涯学習課長。

○生涯学習課長（米満 孝智君）

社会体育の学校開放事業における武道場の活用状況につきましては、現在、主に空手、剣道競技等の3団体が教育活動等に支障のない範囲内で活用しております。

利用時間につきましては、土日祝日を除く平日の19時から21時までの2時間以内としており、平成30年度の各月平均の活用実績は、利用件数が14件、利用人員が延べ218人、使用料収入が1時間当たり390円で1万920円となっております。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

答弁はいただきましたけども、正直、今の答弁だけで状況がどうだというのは理解もできませんでした。

ちょっと数だけは事前にいただいていたので、1カ月の使用料収入が1万920円と、1時間当たり1人390円だと。ですから、この使用料を時間単価390円で割ったら、28時間の使用が1カ月の間で使用されてあるという実態を理解できました。

じゃあ、社会体育で1カ月の間、この4校の中学校でどれだけの利用枠があるのかなと思ったときに、週5日ですから日曜祭日——土日祭日はできないということだったんで、週5日間で7時から9時まで2時間、ですから10時間ですね、1週間で。年間の中で休みもありますので、月4週と考えたときに、10時間の4週で40時間、それが4校あるわけですから、160時間の利用枠がある中で、28時間の利用しかしていないと——しかというのは妥当かどうかわかりませんが、ですから、これを割ったら、パーセントに直したら18%の利用率、これは間違いないでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

米満生涯学習課長。

○生涯学習課長（米満 孝智君）

はい、そのとおりでございます。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（８番 草場 満彦君）

武道場の社会体育での活用というのは、本来の目的ではないというふうには理解はしておりますけども、本市の中の公共施設の一部でもありますから、そういった部分ではやっぱり有効に活用していかないといけない。特に財政的にも大変厳しい中で、使用料を取っての開放ですから、そういった意味では、少ない利用よりもたくさんの利用をしていただいたほうがいいわけなので、武道場の社会体育での活用ができますよということは、市民の方、団体の方にはどういうふうに周知、告知をされてあるんでしょうか。

そして、今のこの20%という利用率というものに対して、教育長、どういうふうに思われますかね。

○議長（下川 俊秀君）

片平教育長。

○教育長（片平 慎一君）

授業等の支障のないところで、放課後の19時から21時までの間ということで活用していただくと。それにつきましては、もっと周知をしてどんどん活用して、市民の皆様にも使えるような状況を模索していく必要があるんじゃないかならうかなとは思っております。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（８番 草場 満彦君）

今回、なぜこの質問を取り上げたかといいますと、次の質問にも関連はするんですが、予算執行後の、要は費用対効果がどうなっているのかなという実態を私自身が理解をしたかったので、武道場というものを取り上げさせていただいたんですけども、この武道場、今これ災害時の避難指定場所になっているんでしょうか。学校自体はなっていると思います、体育館が主でしょうけども。武道場はどうなんでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

避難所については学校の体育館ということになっております。武道場は入っておりません。しかし、災害、どういう状況があるかわかりませんので、校舎も含めたところでやはり避難所としての活用というのはあり得ると思います。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（８番 草場 満彦君）

では、今午前中、柴田議員がおっしゃっていたんですけども、多分ないとは思いますが、武道場にエアコンは設置されてあるんでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

北原教育施設課長。

○教育施設課長（北原 鉄也君）

全校設置しておりません。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

体育館もしていないですから、おのずと武道場もされていないと思います。あと避難所の指定というのはしっかりと市民の皆様にも、まずは体育館に行かれるとは思いますが、オーバーフローしたときにどうするのと、最初から武道場もいいんですよというふうにしとけば、いろんな規約、取り決めも必要かとは思いますが、避難所の一環として武道場も利用されてはどうかというふうにも思いますし、エアコンについては、本市の財政状況を見たときに、優先順位が何番目に回ってくるかわからないとは思いますが、やはり必要な部分ではないかということを提案をさせていただきます。

最初の答弁の中にもありましたように、建設費の約47%は地方債であります。この地方債で建てたものということの認識と、今るる聞きました、活用状況聞きましたけども、こういったものを管理者である行政も十分に理解しておくべきことと私は考えております。

以上、中途半端にはなりませんけども、あと学校視察をした後に再度質問をさせていただくかもしれませんので、そのときはよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。次に、新規事業の予算執行後の現状把握について質問をいたします。

新規事業の実施後の把握、費用対効果の検証は十分に実施されているのかをお伺いをいたします。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

本市の施策運営につきましては、行政自身が住民の視点に立ち、市民にとっての効果、それと期待した効果が上がっているのかという観点から、事務事業の成果を数値化し、客観的に評価・検証を行い、その結果を継続的に行政活動に反映させるため、平成20年度から行政評価制度を導入しております。

新規事業の把握などは、行政評価制度の枠組みの中で行っておりまして、この詳細につきましては、担当課からお答えいたします。

○議長（下川 俊秀君）

田中市長公室長。

○市長公室長（田中 英敏君）

本市では、行政評価を導入するに当たり、中間市第4次総合計画に基づき策定された

3年を期間とする実施計画策定調書をもとに、各課から提出された新規や継続事業について個別にヒアリングを行い、見直しを進めております。

さらに、中間市事務事業評価総合調整会において、予算査定の段階で必要性、緊急性、有効性、公平性の視点から事前評価を行い、その評価結果をもとに翌年度の予算に反映させております。

事業実施後には、主に有効性、効率性の観点から事後評価を行い、事業を今後さらに進めていくのか、縮小・廃止するのかの判断も行っております。

本市の財政状況が非常に厳しい状況におきまして、今後の新規事業につきましては、どのような成果がもたらされるかという視点で評価と検証を行うとともに、限られた人、物、予算、時間といった行政資源で効果的、効率的に活用されるよう事業内容の精査に努めてまいり所存でございます。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

平成20年度から行政評価制度を導入をして、事務事業評価総合調整会なるものの中で、事前評価、事後評価を行って事業の内容の精査に努めているという答弁でございました。

申しわけありません。私自身がそれを存じ上げておりませんでした。今回、この質問を行った理由の一つは、本市がなぜ今みたいな大変厳しい財政状況に陥ったのかの原因を一つでも究明したく、行ったつもりでございます。その原因の一つでも理解することができれば、今後の対応策にもつながるのではないかという考えでおります。

再質問を行います。この事務事業評価総合調整会、このメンバーをお聞かせください。そして、その座長は誰でしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

濱田企画政策課長。

○企画政策課長（濱田 学君）

中間市事務事業評価総合調整会のメンバーでございますが、部長級職員10人と財政課長、総務課長及び企画政策課長の3人で、会長は副市長となっております。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

その調整会の実施スケジュール、また、開催回数を教えてください。

○議長（下川 俊秀君）

濱田企画政策課長。

○企画政策課長（濱田 学君）

調整会の実施スケジュールにつきましては、例年7月に各市役所全課から第4次総合計

画に基づき策定されました実施計画策定調書を集計いたしまして、それをもとに調整会の幹事会であります財政課長、総務課長、企画政策課長で事前、そして事後の評価と対象となる事業を選出いたしまして、例年12月に調整会を開催しているところでございます。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

全員がそろっての調整会は12月の1回だけということですね。

個人的な思いなんですけども、事前評価については、本市の財政状況から考えて新規事業自体が少ないのかなという思いがありますので、申しわけないです、いいのかなという思いもあるんですが、事後評価については、やっぱり十分に時間をかけていただくことを希望いたします。

事務事業評価の具体例、平成20年からやっているということがあったんで、一番近い昨年度の、平成30年度の総合調整会においての、全てじゃなくて結構なんで、特出したものだけでも結構なんで、教えていただけますか。

○議長（下川 俊秀君）

濱田企画政策課長。

○企画政策課長（濱田 学君）

平成30年度の事後評価対象は4事業ございました。その事業内容ですが、胃内視鏡検診、中間市垣生公園パワースポット創出事業、老朽危険家屋等除却促進事業、中間市チャレンジショップ事業がございました。

事後評価では、今後の事業の方向性が示されております。代表して一つ申し上げますと、胃内視鏡検診につきましては、中間市民の健康維持、そして医療費の削減につながるということで、継続・現状維持の判定が13人という評価がなされております。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

その事業評価、事後評価の内容は、継続と縮小と廃止の観点で評価をしているという答弁がありました。今でも継続している事業の中で、世界遺産関連の事業があります。その中で何点か質問をいたします。多分、事業評価の中でも、評価対象になったかとは思いますが、今後どのようなお考えなのかをお聞きをしたいと思います。

まず、土日祭日には、今でも警備員が世界遺産前の道路のところに配置がされてあります。この必要性の有無も含めて、今後どのようにお考えなのかを決まっていれば教えてください。

○議長（下川 俊秀君）

濱田企画政策課長。

**○企画政策課長（濱田 学君）**

世界遺産周辺の警備員につきましては、見学者の安全確保の必要性のために配置しております。この警備員の事業の検証におきましては、これまでの登録4年間の年間見学者の推移を事後検証いたしまして、警備員の配置日数を減少させております。

具体的には、平成30年度、土日祝日の計115日に2名配置しておりましたものを、本年度は年間のうち見学者が多い土曜、日曜、祝日ということで、56日間を対象に配置日数を縮減し、見学者の状況の検証を踏まえた上での予算措置を行っております。

**○議長（下川 俊秀君）**

草場満彦君。

**○議員（8番 草場 満彦君）**

必要最小限という方向で進んでいるという答弁だったと思います。そこにはやっぱり警備員さんと一緒に市民ボランティアの方が立っていらっしゃいます、炎天下の中でも。そうやった皆さんに対してはどのようにお考えでしょうか。

そして今でも多少なりの報酬はあると思うんですけども、それは今から先どうなるんでしょうか。

**○議長（下川 俊秀君）**

濱田企画政策課長。

**○企画政策課長（濱田 学君）**

中間市の観光ガイドにつきましては、現在約40名の方が活動をしていただいております。主な活動内容は、土曜、日曜、祝日の世界遺産周辺での見学者対応でございます。このガイドさんにつきましては、謝金をご用意しておまして、3時間半日で1,080円をお支払いしております。なお、30年度のガイドさんへの謝金の総額は約100万円となっております。

そして、このガイドの謝金につきましては、国の推進交付金の対象となり、2分の1の補助を受けております。今後も市民の方に中間市のPRを担っていただくことは、非常に観光推進にも必要かと思っておりますので、少ない予算の中で最小限の費用でガイドさんとともに観光推進、進めていきたいと考えております。

**○議長（下川 俊秀君）**

草場満彦君。

**○議員（8番 草場 満彦君）**

時間は余らないんで、済みません、最後、レンタサイクル事業の現状をお聞かせください。

**○議長（下川 俊秀君）**

濱田企画政策課長。

**○企画政策課長（濱田 学君）**

レンタサイクルの30年度の利用者でございますが、26人で1台当たり700円の使用料となっておりますので、1万8,200円の使用料が入っております。28年4月から運用を開始しているところでございます。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

実情はお聞きしました。この評価はどうなんでしょうか。満足されてあるんですか。

○議長（下川 俊秀君）

濱田企画政策課長。

○企画政策課長（濱田 学君）

レンタサイクルの利用につきましては、まだまだ周知が徹底していないところもございますが、ようやくことしの11月に遠賀川サイクリングロードが全面開通されます。これを機会に、より利用促進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

これも議会に上程されて、議会も承認した上での実行だったんで、ただ、交流センターの駐輪場にずっと陳列されてあるだけの状況がずっと続いたわけですから、それはやっぱり変えていく努力はしていただきたいというふうに思います。

今、一番最初に質問しました武道場についてもそうですし、事後評価の中にも入っておりますけども、チャレンジショップ事業ですね、これは腐ってしもうたらまずい中の筆頭に入ると思うんですけども、あと今言いましたレンタサイクル事業ですね、これは補助金が充当されての実施だと思います。

私の認識は、補助金を充当しての事業は、安易に事業の縮小とか廃止はできないものと思っております。廃止する場合は補助金を返納しなくてはならない。今まで事業着手時の予算立ての際に補助金がつくからとの説明で、後先余り考えずに事業に着手することが、私自身の反省なんですけども、多かったように思います。

中には、単年度で完了するものもありますが、複数年度にわたって継続するものもあります。例えば今言ったレンタサイクル事業等でありまして、そういう事業は最低でもランニングコスト、維持管理費が単費で恒久的に発生することが多いようにも思います。こういうことが積もりに積もって、今の本市の財政状況に陥った全てではありません、原因の一つではないかとも思うところでございます。

今後同じようなことがあってはならないし、繰り返してはならないことだと思います。行政評価制度を導入した平成20年度と今日の令和元年では、背景が全く違います。限られた貴重な予算をより有効に活用するがためにも、より一層の総合調整会等の体制づくり、

体制強化をしていただきますことを強く要望いたします。市長、どうでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

今議員がおっしゃったそのとおりでございまして、ちょっと話させていただきますと、何事もこれをやればという一過性のものに誰しものが飛びつく感じになっているんですね。それではもう絶対にやっていけないということを検証されているんです。恐らくこの中間市も多分そうだったに違いないでしょう。

でも、私が市長となってからは、この財政難に関してのまず打開策として、必ずストーリー性を持たせると、なぜそれをやるんだと、そして最終的には何の目的があって、目的が達成したら終わりではなくて、今度は子どもたちにそれを引き継いでもらえるような、そういうまちづくりの施策をつくらなければいけないということを、常日ごろから言っているところでございます。

その一つが、今議員がおっしゃったように、過去のやってきたことが今負担となってきている、これが証拠でして、でも、負担となっているから、これにふたを閉めて聞こえないふりをするんじゃなくて、これを再利用して、どういうふうには活用性を持たせられるのかということを職員と常日ごろ、さらに検討しながら未来志向の中間市になるように互いにいろいろ知恵を出し合いながら、視察をしていただいて、ここがこうだということ意見をいただければと思っております。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

余談なんですけども、多分事前評価、事後評価にも上がったものの一つだと思うんですが、小中学校のエアコンの設置、これ過去、単費で実施した経緯がございました。これが上程されたときに、どういう評価がなされたのかなというものも大変興味深いものがありますので、過去の資料等があると思うんで、しっかりその辺も見させていただきたいと思っておりますし、補助金の絡むものについて、3分の2つくから、半分つくからと、うちの持ち出しが少ないからという形で単純に事業を展開するのはやっぱり、先々をちゃんと見据えた上での補助金の利用というものも取り組みの中に入れていただきますことを希望いたします。質問を終了いたします。ありがとうございました。

.....

○議長（下川 俊秀君）

次に、植本種實君。

○議員（1番 植本 種實君）

私は、中間クラブの植本種實でございます。通告に従いまして質問いたします。

まず、中間市立病院についてです。

病院については、二つの大きな問題があると思います。一つは、病院そのものの建物です。もう一つは、経営形態です。

まず、建物について質問いたします。

昨年、市立病院では、猛暑の中クーラーが故障したり、大量の水漏れがあったりと、建物の老朽化が深刻な問題となったと言われています。そこで、この故障による被害などはありませんでしたか。この故障の修繕費は幾らかかりましたか。そして、このような故障はよくあるのですか、お尋ねいたします。

○議長（下川 俊秀君）

末廣市立病院課長。

○市立病院課長（末廣 勝彦君）

平成30年度は修繕費に1,730万円を要しております。費用の大きなものとしたしましては、病棟、外来のエアコンなど空調関係が640万円、上水道、下水道、蒸気等の給排水関係が340万円、消火水槽給水管の補修等消防設備等の建物附属備品関係が330万円、院内へのお湯の供給を担うボイラー関係が200万円などとなっております。

これらのふぐあいが生じた場合には、早急に修理などの対応を行っておりますので、患者様の疾病、容態等をさらに悪化させてしまったケースなどはありません。あと空調関係におきましては、修理の間隔が年々早くなっているように感じております。

○議長（下川 俊秀君）

植本種實君。

○議員（1番 植本 種實君）

被害がなくて幸いでしたが、設置責任者である市長さんはこのことをどのように思われますか。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

私も今この数字を見て、年々やはり老朽化しているものにはそれ相応のこういった負担がかかるものだなというふうに思っております。

○議長（下川 俊秀君）

植本種實君。

○議員（1番 植本 種實君）

中間市立病院では、ここ数年、新病院構想が具体化することはありませんと言われております。市立病院は建ってから40年以上たちます。市長の公約は市立病院を建てかえですが、今でもそのお考えですか。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

確かにこの中間市立病院は築40年を超えておりまして、院内の設備等において老朽化によるふぐあいが、先ほども発表していただいたように、非常にふぐあいが生じている状況です。

この市立病院につきましては、現在、私の公約等もありますけれども、将来のあり方について検討を進めているところであります。

○議長（下川 俊秀君）

植本種實君。

○議員（1番 植本 種實君）

もし同じような市立病院を建てるとしたら、この予算はどれぐらいに考えられていますか。

○議長（下川 俊秀君）

末廣市立病院課長。

○市立病院課長（末廣 勝彦君）

現時点においては、具体的な設計等は行っておりませんので、こちらで紹介する金額はあくまでも簡易的な概算での金額となりますが、現在と同規模の120床の病院施設で基本構想、基本計画、実施設計、建設工事などを含めまして、おおよそ60億円程度になると試算しております。

なお、この金額には、用地取得等や現在の病院の解体工事費などは含まれておりません。

○議長（下川 俊秀君）

植本種實君。

○議員（1番 植本 種實君）

解体費や土地代は含まれていないということですが、それでも60億円、大きな額ですが、目安は立てられますか。

○議長（下川 俊秀君）

末廣市立病院課長。

○市立病院課長（末廣 勝彦君）

シミュレーションにおいて算出しました償還計画に基づいて返済を行うこととなりますけれども、仮にこれを償還することとなりますと、毎年の償還額を含めた計画の内容は、大変厳しいと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

植本種實君。

○議員（1番 植本 種實君）

大変厳しい。次に、病院の経営についてお尋ねします。

病院の経営は、人口減、高齢者率、財政難など多くの問題があります。将来のことも見据えなければなりません。そこで、10年後と20年後の市の人口と高齢化率の予測をお尋ねいたします。

○議長（下川 俊秀君）

末廣市立病院課長。

○市立病院課長（末廣 勝彦君）

人口問題研究所の将来人口推計によれば、本市の2030年の人口は3万2,881人、高齢化率は39.8%、2040年の人口は2万6,910人、高齢化率は42%となっております。

○議長（下川 俊秀君）

植本種實君。

○議員（1番 植本 種實君）

10年後は約3万2,000人で、高齢化率は39.何ぼ、20年後は2万6,000人で高齢化率は40%、10年後3万2,000人の方の中間市民が、安心安全に生活できるように今から備えなければならぬと思いますが、いかがお考えですか。市長にどうぞ。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長、答弁をお願いします。

○市長（福田 浩君）

それも含めまして、今、病院のあり方検討委員会ですね、こちらを設置して検討している所存でございます。

○議長（下川 俊秀君）

植本種實君。

○議員（1番 植本 種實君）

先ほどから市立病院あり方検討委員会が設けられていると言われていますが、では、ここではどのようなことを検討されているのですか。また、その中でアンケートなどもとられていますが、そのアンケートの結果発表などはどのようにされるんですか。

○議長（下川 俊秀君）

貞末市立病院事務長。

○市立病院事務長（貞末 孝光君）

中間市立病院あり方検討委員会の設置要綱第2条に、委員会での所掌事務について規定しております。委員会においては、本市の医療提供体制に関すること、市立病院の果たすべき役割とあり方に関すること、市立病院の経営形態に関すること、その他市立病院のあり方検討に必要な事項に関することなどを検討していただいております。

続きまして、アンケートの件についてお答えいたします。

中間市立病院あり方検討委員会において、中間市の医療に関する市民意識調査のアン

ケートを実施しております。そのアンケートは、本市における将来の医療、介護の提供のあり方を検討する参考とするため、本市の医療や在宅医療、介護及び中間市立病院の利用状況等をお尋ねする内容となっております。

対象者としましては、18歳以上の市民3,000人に郵送にて送付し、1,243人の回答があり、回答率は41.3%となっております。アンケートの最後に、自由記述欄で421の方が意見を記載されておられました。

市立病院に対する要望として、時間外、救急体制や診療科の充実、診療内容の充実に関する意見が多く、一方では、設備の老朽化や接遇の改善、待ち時間の長さ等に関する意見が見られました。

このアンケートにつきましては、現在、中間市立病院のホームページのほうに掲載しております。

○議長（下川 俊秀君）

植本種實君。

○議員（1番 植本 種實君）

あり方検討委員会からは答申があると思います。その答申はいつごろですか、そしてその答申は発表されますか。

○議長（下川 俊秀君）

貞末市立病院事務長。

○市立病院事務長（貞末 孝光君）

今のあり方検討委員会の答申につきましては、9月末で答申をまとめ、10月の中旬ぐらいには答申書を市長のほうに提出するような予定になっております。

○議長（下川 俊秀君）

植本種實君。

○議員（1番 植本 種實君）

では、市長さんは答申後の行動計画というか、答申を受けました、ではどうしますという計画はどのように立てられていますか。

○議長（下川 俊秀君）

白尾副市長。

○副市長（白尾 啓介君）

現在、中間市立病院あり方検討委員会におきまして、将来の中間市立病院の果たすべき役割や経営形態等について、専門的見地から審議、検討を行っていただいているところでございます。

当委員会は、現在、3回目の会議を終えておりまして、今月末に4回目の会議が開催された後に答申を取りまとめていただきまして、市長へ提出いただくことになっております。

この当委員会から答申が出されましたら、当該答申を庁内の最高意思決定機関でありま

す庁議に付議いたしまして、慎重な審議を行い、執行部としての最終方針を決定してまいります。

その後、市議会議員の皆様にご報告させていただきます。そして、中間市としての最終的な市立病院の方針決定に向けて市議会の皆様との協議の場を設けさせていただきます。中間市にとって、そして市民の皆様にとって最善の結論を導き出してまいりたいと、このように考えております。

○議長（下川 俊秀君）

植本種實君。

○議員（1番 植本 種實君）

10月の中ごろに答申があると、そして庁議を行い、全ての結果はいつごろ出されると今言いましたかね。

○議長（下川 俊秀君）

白尾副市長。

○副市長（白尾 啓介君）

市としての最終方針の決定の時期につきましては、あり方検討委員会が出されます答申の内容とか、あるいは庁内及び議員の皆様との協議の進行ぐあいによりまして、これはやはり異なっているとは思いますが。

ただ、そうは申しましても、市立病院施設の老朽化とか、あるいは厳しい経営状況、こういうのを鑑みましたときに、そう悠長なことは言っていられないと、このように考えておりますので、一定のスピード感を持って最終的な結論を導き出せるように進めてまいりたいと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

植本種實君。

○議員（1番 植本 種實君）

今のご答申の中のように、悠長なことは言っておられないと、私も思いますので、よろしく願いいたします。

次に、議会の行財政改革調査特別委員会は、7月22日に市立病院に係る調査報告を市長に提出しました。その中で、公立病院のあり方、地域の実情に合った市立病院のあり方、市民ニーズへの対応、人材への確保、市民の財政状況を踏まえた病院経営の五つを附帯意見として述べています。この5点について、いかがお考えですか。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

中間市立病院に係る調査報告書の附帯意見、これは5項目、これは今後の市立病院のあり方を検討する上で欠くことのできない重要な課題であると認識しております。

このため、本報告書を受けましたその後、第2回中間市立病院あり方検討委員会の冒頭において、本報告書についての説明を行いました。そして、あわせてこの附帯意見5項目についても十分な議論をお願いしているところであります。

○議長（下川 俊秀君）

植本種實君。

○議員（1番 植本 種實君）

病院については、行政は責任を持たなければなりません。それも早急にです。お隣の鞍手町さんは、新病院建設のために既にブルドーザーが動いています。ベッド数は220と聞いています。このことは、都市間競争におくれをとっているということにはなりませんか。どうでしょう、市長に。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

隣がブルドーザーが動いているから焦ることではなくて、やはり十分な検討をし、先ほどから申し上げますように、「急いで事は仕損じる」という言葉もあるように、十分検討して、そして着実に我々としてはやれるものからやっていくというふうなことになるかと思えます。

○議長（下川 俊秀君）

植本種實君。

○議員（1番 植本 種實君）

いずれにしても、市立病院の建てかえは、病院機能だけでなく介護保険事業、地域包括支援センターなどを一緒にした事業を行い、訪問医療をして中間市民が、私たちが病気やけがをしても中間市立病院があるから安心だと言われるような市立病院を建てるべきと意見を申し添えます。

次に移ります。よろしいですか。

○議長（下川 俊秀君）

はい、どうぞ。

○議員（1番 植本 種實君）

次に、財政についてお尋ねします。

平成29年度の基金残高は21億円、地方債残高は128億円です。今年度はそれぞれ幾らと予測できますか、お願いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

蔵元財政課長。

○財政課長（蔵元 洋一君）

本市の基金残高は、平成27年度から4年連続して減少しており、平成26年度末と比

較して約21億6,200万円減少となっており、14億5,200万円となっております。今年度末の基金残高の予測は、平成30年度末から1億5,000万円減額となる約13億円が見込まれております。

次に、地方債残高につきましては、順調に減少を続けており、平成30年度末では116億1,500万円となっております。今年度末の地方債残高は8億円減額となり、108億円となることが見込まれております。

○議長（下川 俊秀君）

植本種實君。

○議員（1番 植本 種實君）

基金とは一般家庭では貯金に当たりますが、13億円のうち中間市が自由に使えるお金は幾らですか。

○議長（下川 俊秀君）

蔵元財政課長。

○財政課長（蔵元 洋一君）

平成30年度末におけます14億5,000万円のうち、議員が言われる財政調整基金でございますが、財政調整基金につきましては、3億3,200万円となっております。

○議長（下川 俊秀君）

植本種實君。

○議員（1番 植本 種實君）

中間市が自由に使えるお金は3億円ちょっとで、残りは自由に使えないということは基金ではないんじゃないかと私は思いますけども、いずれにしても、3億円も使えるのか、3億円しか使えないかわかりませんが、自由度が少ないなというふうに私は思います。

地方債残高は確かに減っていますが、これは評価できると思いますが、肝心の臨時財政対策債は平成25年から60億円前後超えが続いています。これが減ることが大切じゃないかと思うけど、どんなんでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

蔵元財政課長。

○財政課長（蔵元 洋一君）

地方債につきましては、借り入れ当初から計画的に順調に返済を続けておりますので、今のところ安心しておる状況でございます。

○議長（下川 俊秀君）

植本種實君。

○議員（1番 植本 種實君）

もちろん、このような数字で危機的財政状況とは判断できませんが、執行部はこのような状態をどのように診断されていますか。

○議長（下川 俊秀君）

蔵元財政課長。

○財政課長（蔵元 洋一君）

財政の健全性をチェックする財政化判断比率というものが地方公共団体財政健全化法に基づいてそれぞれ指標がございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、この四つの指標いずれをとっても基準の範囲内となっております。

○議長（下川 俊秀君）

植本種實君。

○議員（1番 植本 種實君）

だが、中間市民の方からよく聞かれるのは、「中間市の財政は大丈夫ね」とよく言われます。どのように説明されていますか。そしてまた、よく財政が苦しいというなら立て直す必要がある、その数値目標はどのようにされていますか。

○議長（下川 俊秀君）

蔵元財政課長。

○財政課長（蔵元 洋一君）

今後におきましても、人口が減少し、少子高齢化が進展し、税収がそれほど伸びずに、国民健康保険、介護保険、後期高齢者、公共下水道等への繰出金が今の水準のまま推移しているにもかかわらず、何ら有効な対策を講じなかった場合は、先ほど申しました健全化の指標もいずれ基準を超えるものではないかと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

植本種實君。

○議員（1番 植本 種實君）

財政のことは大変難しいんですが、市民の方がそういう質問を余り受けないように改革してください。お願いします。

次、いいですか。

○議長（下川 俊秀君）

はい、どうぞ。

○議員（1番 植本 種實君）

次に、議会は定数2を減じました。歳費は10%カットしました。いずれも中間市の財政を考えてのことです。先日は、市民の方への敬老祝い金を大幅に見直しました。以前あった障がい者さんへの餅代も廃止しています。

このように、議会、市民は身を削る改革をもう既に行っています。市長さん、執行部はこれをどのように思われ、またどのようにされるつもりですか、お尋ねします。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

**○市長（福田 浩君）**

議員のご指摘のとおり、平成29年の改選を機に、議員定数2名及び報酬を1割それぞれ削減したことによりまして、年間3,000万円近く財政効果を上げていただいていることに関しまして、議員の皆様に対し、深く感謝申し上げますところでございます。

さて、執行部における取り組みについてでございますが、議員ご承知のとおり、本市では、平成17年度から24年度まで、行財政集中改革プラン、平成26年度から30年度までは行政経営プラン、そして令和元年から行政経営プラン改定版に基づき、行政改革の取り組みを行ってまいりました。

特に平成17年から22年にかけての5年間には、全職員数の16.3%に当たります86人を削減いたしまして、16億967万円の効果額を生み出しております。

今後は、今年度から令和5年度までの5年間を計画期間とします中間市行政経営プランを作成いたしまして、補助金の削減、使用手数料の見直しを初め、施設の統廃合など59項目にわたる取り組み項目を掲げまして、各担当部署において目標達成に向けて取り組んでまいります。

しかしながら、市職員におきましても、本市の財政状況を考えますと、一定の痛み、すなわち人件費の削減は避けられない状況でございます。その取組項目の中でも、職員数の削減につきましては、本年4月1日現在、430人の正規職員を5年間で33人削減するとともに、補助的業務にかかります臨時職員、こちらにつきましても、会計年度任用職員への移行を機に、大幅な見直しを行いまして、令和元年の人件費総額29億1,300万円から令和6年までに3億5,700万円削減いたしまして、25億5,500万円、率にしまして13.3%削減に取り組み、総人件費の抑制を図ってまいります。

**○議長（下川 俊秀君）**

植本種實君。

**○議員（1番 植本 種實君）**

今回は、人件費の問題に言及しているわけじゃないんですが、私が今回聞いているのは、市長さん、あなたはどうかされるんですかと聞いているんです。

**○議長（下川 俊秀君）**

福田市長。

**○市長（福田 浩君）**

恐らく、私の報酬、おまえどうするんだということだと思っております。

私の報酬は中間市の市長という職に対する対価として、中間市特別職報酬等審議会の答申を受け決定されているものでありまして、私個人の思いで安易に下げることは全く考えておりません。今市長として報酬以上の仕事をして、報酬以上の仕事をしっかりやっけていく決意でございます。

そのためにはまずは、昨年度策定いたしました中間市行政経営プランに全身全霊、全力

発進で取り組み、財政の健全化に努めてまいりたいと思います。

**○議長（下川 俊秀君）**

植本種實君。

**○議員（1番 植本 種實君）**

ぜひ財政の健全化に努めてください。私は、危機的財政状況という言葉を使いたくありませんでした。財政が苦しいのはどこの自治体も同じことです。しかし、あえて使わせていただきました。

その理由は、職員さんの自覚のなさです。相変わらずたむろしてたばこを吸っています。それもベテラン職員さんが多いです。そんなベテラン職員がいる限り、幾ら若い職員が頑張ってもよくなりません。また、新聞沙汰による不祥事が多いです。もっと緊張感を持ってやってください。以上のような理由で危機的という言葉を使いました。

来年は国勢調査があり、中間市の人口は4万人を切ると言われています。人口が減れば収入が減る、収入が減るならば改革を行わなければなりません。つまり、改革をやらない限り、中間市はやっていけないのです。その改革にスピードがありません。1年ごとでなく、半年ごとぐらいの改革計画を立てるべきだと思います。現状に追いつかない改革では改革とは言えません。情報を公開し、議論を尽くしてオール中間で明るく住みよい中間市をつくりたいものです。よろしいですか。何かありますか。

**○議長（下川 俊秀君）**

福田市長。

**○市長（福田 浩君）**

貴重なご意見ありがとうございます。今おっしゃっていただいた職員の自覚のなさ、これは私も痛切に感じているところは非常に強い口調で自覚を持ってというような指導をして、さらにしていきたいと思っております。

それと市民の声からもそういった声が上がったときには、必ず市民から声上がるということは、そういう原因があるからだぞということで、物事には全て原因があるんだぞということを常々言っております。

それから今、おっしゃってくれたように、オール中間、非常にいい言葉ですね。これは行政が市をつかさどっている、これは当たり前なんですけども、今はそういうことを言っている場合ではありません。一人一人の中間市民がオール中間市として、一緒に動いていただければ、今言われたように、スピード感を持って変わることができるし、この中間市は変わることができるんです。変わっているんです。それを気づいてほしいなと思って、私は全身全霊をもって全力発進で行っているつもりですので、どうぞ議員におかれましても、外に行ったら市長頑張っているぞと、全力発進で頑張っているぞ、にこにこ笑ってやっていただくこと、これ皆さんがにこにこ笑うこと、何で中間市こんなに明るくなったんだということが僕は大事だと思っておりますので、財政難は財政難です。本当これ

はどこでも一緒です、自治体はすべからくそうです。

でも、策があるかないかだけなんです。やっているか、やっていないかだけなんです。それに関しては、ちょっと市長である僕を信じて協力していただければ、オール・フォー・ワン、ワン・フォー・オールで頑張っていきましょう。

○議長（下川 俊秀君）

植本種實君。

○議員（1番 植本 種實君）

ありがとうございました。これで終わります。

○議長（下川 俊秀君）

この際、暫時5分間休憩いたします。

午後2時30分休憩

午後2時35分再開

○議長（下川 俊秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

小林信一君。

○議員（2番 小林 信一君）

中間クラブの小林信一でございます。クラブを代表し、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の質問の中身は、中間市公共施設等総合管理計画の進捗状況に関する内容になるかと思えます。

中間市では、平成29年3月、中間市公共施設等総合管理計画、これが策定されました。この総合管理計画には、中間市が所有しております公共施設、この施設の今後40年の維持管理、このあり方についての基本方針が示されておろうかと思えます。

本市の公共施設は、高度経済成長期に建てられたものが多く、老朽化に伴う大規模改修あるいはそれに伴う建てかえ、あるいは耐震改修、これが必要なものが多く存在しております。今から手を加える、その時期を間近に控えておる状況にあろうかと思えます。

以前も触れましたが、総合管理計画によりますと、今後40年の大規模改修や建てかえ等で現状維持をするとすると、698億円の費用が要ということが試算されております。さらに、インフラ整備費用が172億円、両方の更新費用を合計しますと、870億円が必要とされております。単純に今後40年で割りますと、年21億8,000万必要となる。

ところが、中間市の財政規模で、現在の予算規模で今後改修等の費用を見込んでいきま

しても、大体10億3,000万が不足するようになってきます。こうした毎年不足となります10億3,000万、これがずっと負担できるのかというふうな大きな転換期に差しかかっておろうかと思えます。

この総合管理計画の中に、こういったところが表記されております。更新費用縮減目標、これを40%とし、当初10年間で15%縮減を目指すということが書かれております。この縮減に向けて各関係課等々で今いろんな取り組みがなされておろうかと思えます。

しかしながら、もうこれができる既に3年目です。いろいろと話を聞いておられますと、本当にいろんな対策が動き始めるのにあと2年、3年かかりそうな話をよく耳にします。そうしますと、もう既に当初予定の10年間の半分を超えてしまいます。5年を経過すると。

そういった状況の中で、本当に目標に掲げた10年間で15%削減の目標、これが達成可能なのか。また、市全体でどういうふうに進められておるのかと、その進捗状況を市長にお伺いしたいと思えます。市長、お願いします。

**○議長（下川 俊秀君）**

福田市長。

**○市長（福田 浩君）**

本市では、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って総合的かつ計画的な管理を行うため、平成29年3月に中間市公共施設等総合管理計画、こちらを策定いたしました。

その後の進捗でございますが、社会教育施設、こちらにつきましては、中間市社会教育施設等あり方検討委員会におきまして、平成29年度から平成30年度にかけて、7回の同委員会を開催いたしまして、そして議論を重ねて報告書を取りまとめております。

また、学校教育系施設につきましては、平成30年度に中間市学校施設長寿命化計画、こちらを策定しております。

今後は、令和元年度から令和2年度までの2カ年をかけまして、個別施設ごとの具体的な対応方針、こちらを定める計画として中間市公共施設等個別施設計画、こちらを策定することとしております。

令和元年度においては、各施設の老朽化の状況等現況を把握するため、図面等に基づく机上調査、それと現地調査、こちらを行います。

その結果を踏まえまして、令和2年度に統廃合を含めた各施設の方針を定め、個別施設計画の策定を行いまして、最終的に市内で構成する中間市公共施設等総合管理計画推進会議に諮りまして、私が決定いたします。

その後、この計画に基づいた取り組みを行うことによりまして、当初10年間で15%削減の目標、こちらを達成目指してまいりたいと思っております。

**○議長（下川 俊秀君）**

小林信一君。

**○議員（2番 小林 信一君）**

ただいま市長のお言葉の中で私が決定すると、こういうふうなお言葉がありました。中間市の市政の指揮采配、あるいはかじ取りは福田市長であります。福田市長の判断力、決断力、そして実行力、これなくしてこの目標は達成することは不可能だと思います。市長にはフルスロットルで、全力発進で突き進んでいただいて目標達成をしていただきたいと、そのことを強くお願いしたいと思います。

中間市の公共施設を見ていきますと、皆さん既にご承知のとおり、社会教育系の施設が全体の13%ぐらいを占めます。学校教育施設が41%、教育系の両方の施設を合わせますと五十数%、54%から55%ぐらいになります。こうした教育系施設の統合、廃止、経費削減、これなくしては目標達成は困難と思われれます。

そこで、中間市社会教育施設等あり方検討委員会報告書、並びに中間市学校教育施設長寿命化計画、これに関連しましてお尋ねをさせていただきます。

社会教育関係施設についてということになりますが、令和2年度に個別計画を策定する予定と、先ほど回答がありました。社会教育施設等あり方検討委員会報告書、これとこの個別施設計画、この関連性といいますか、どのように活用されるのかというようところがなかなか見えてきません。その点についてお伺いをいたします。どのような活用がされるのかということをお願いします。

**○議長（下川 俊秀君）**

園田総務部長。

**○総務部長（園田 孝君）**

先ほど市長も申し上げましたが、社会教育施設につきましては、中間市社会教育施設等あり方検討委員会において、社会教育施設の計画的な管理の方針や今後のあり方について議論を重ね、報告書として取りまとめられております。

今後は、同委員会より報告された検討事項や問題点等の意見を参考資料として、個別施設計画の策定に活用したいと考えております。

**○議長（下川 俊秀君）**

小林信一君。

**○議員（2番 小林 信一君）**

ただいま参考資料としての活用というふうな回答をいただきましたが、大変申しわけない言い方になるかもわかりませんが、社会教育関係のあり方検討委員会の報告書、これと学校施設の長寿命化計画を見ていきますと、正直言いまして、内容に物すごく大きな差を感じるところであります。

視点が全く違うというふうなことを受けまして、社会教育関係のほうにつきましては、やはり施設を利用される方々の目線といいますか、そういった視点でのまとめがなされておるのではないかと。学校関係ともう全くその視点が違うもので、私どもどういう方向で

これを取り扱ったらいいのかというのを非常に迷うところでございます。

そういったところがございますので、少しでもそういった報告書に関連しながら社会教育関係施設の中身に触れさせていただきたいと思っております。

社会教育関係施設の中では、なかまハーモニーホール、それから中間市体育文化センター、それから中間市民図書館、この三つの施設が大きなウエートを占めるものであろうかと思っております。この施設の機能維持のため改修費用ですね、今どの程度のものを算出されておるか、まず、これについてお尋ねをしたいと思っております。

**○議長（下川 俊秀君）**

佐伯教育部長。

**○教育部長（佐伯 道雄君）**

なかまハーモニーホールは、平成8年に建設され、これまで中規模な舞台機構設備更新工事を行うなど、施設の維持管理に努めてまいりました。

しかしながら、音響設備、照明設備、空調設備等に経年劣化によるふぐあいが発生しており、公益財団法人中間市文化振興財団から提出された修繕計画では、舞台設備に伴う音響設備に1億700万円、照明設備に3億5,000万円、舞台機構設備に3億2,300万円、また、建物設備に伴う空調設備等に2億2,000万円で、約10億円の改修費用が算出されております。

なお、その中でも今後の施設運営におきまして、緊急性を伴うものとして、舞台照明設備の改修費用として3億5,000万円を見込んでおります。

また、中間市体育文化センターは、体育・スポーツの拠点として必要不可欠な施設として昭和53年に建設され、今日では、地域防災の観点から重要な拠点となっていることから、耐震化工事で5,000万円、空調設備に2億1,200万円、アリーナ天井改修に8,800万円の大規模改修による施設機能を維持するための改修費として合計で3億5,000万円を見込んでおります。

最後に、中間市民図書館は、市民の文化、教養の向上を図るために必要な施設として昭和62年に建設され、これまで増築工事及び内装改築工事を行うなど、施設の維持管理に努めてまいりました。今後は、経年劣化が進んでいる空調設備や外壁等の改修費として約800万円を見込んでおります。予防保全的な改修を計画的に実施してまいります。

このように、3施設は本市にとって必要不可欠な施設として、予防保全的な取り組みにより計画的に維持・補修を行い、施設の質を高めながら、市民の皆様にご利用してよかった、また利用したいと思っただけの施設を目指して維持管理に努めてまいり所存でございます。

**○議長（下川 俊秀君）**

小林信一君。

**○議員（2番 小林 信一君）**

ただいま詳しくご回答をいただきましたが、例えばハーモニーホールさんですね、ここではトータルで10億円要りますよと、これが10年先、20年先でいいですよという話じゃないんですね。もう近々のうちにこういったものが必要になってくるということです。

体育館のほうは避難所等も兼ねると、そういう性質含めて今から手を加えて3億5,000万、図書館のほうは、既にいろいろと手を加えてきたと。今後の修理関係は少なく済むということで、800万程度が予定されているということです。

今言われた中で、この施設も全てが必要か否かと、絶対的なものかというのは、やはりみんな考えていく必要があると思います。

例えば、建物・施設は維持しても、運営に関するものについてはどういうふうな運営形態にするか。いろいろと削減を考えていく道はあろうかと思しますので、その点については今後、ただいまの金額等でああそれで進めていいじゃないかというわけにはいかないぞということは、押さえをさせておいていただきたいなというふうに思います。

同じく、そういった報告書の中に施設のいろんな業務とか建てかえの判定の項目の一つに、施設形態というのがありました。その施設形態の欄に、指定管理という記述はあるんですが、その指定管理についてどんな課題があるのか、問題はあるのか、あるいはどういうふうな指定管理料が必要となっておるか、そういったことは全く触れられておりませんでした。

平成30年の12月議会、この総合政策委員会におきまして、この3施設の業務の改善、効率化、さらなる指定管理料の削減、こういったものに取り組むということが確認されておりました。そのことも含めまして、この3施設の指定管理に伴います業務の改善・効率化、その年度ごとの指定管理料の見直し、これに向けた取り組みの進捗状況についてお伺いをしたいと思います。

#### ○議長（下川 俊秀君）

佐伯教育部長。

#### ○教育部長（佐伯 道雄君）

生涯学習課が所管しております、なかまハーモニーホール、中間市体育文化センター、中間市民図書館は、それぞれ指定管理施設として、民間事業者に運営をしていただいております。

まず、なかまハーモニーホールの業務の改善・効率化の取り組みといたしましては、市民が安心して気軽に利用できる施設として、市民ニーズの分析を行い、魅力ある企画を立案し、幅広い年齢層の集客につながるようPR活動等を展開し、収益の増収に取り組み、平成26年度の委託料は1億960万円、平成31年度の委託料は9,960万円であり、比較しますと、削減効果は1,000万円となっております。

また、中間市体育文化センターを含む社会体育施設の業務の改善・効率化の取り組みにつきましては、施設の維持管理に必要な外部委託の業務内容を見直し、河川敷草刈り業務

の一部を指定管理者が行うことで経費の削減等に取り組み、平成26年度の委託料は約4,800万円、平成31年度の委託料は約4,240万円を比較いたしますと、削減効果は約560万円となっております。

さらに、中間市民図書館の委託料は約4,628万円となっており、業務の改善・効率化の取り組みにつきましては、読書活動を推進するために読書記録通帳機を導入を行っており、特に子どもの利用者数が増加する傾向となっております。

今後につきましても、業務の改善・効率化につきましては積極的に取り組み、指定管理者との話し合いのできる場として運営協議会を設置するなど、毎月、きめ細やかな報告等を共有し、イベント・事業等の検証、事業内容の見直しを両者で検討し、年度ごとの指定管理料につきましても、検証結果を精査しながら経費の削減、サービスの向上に努めてまいる所存でございます。

**○議長（下川 俊秀君）**

小林信一君。

**○議員（2番 小林 信一君）**

ただいま指定管理料といいますかね、委託料についてお伺いしたわけですが、平成26年から見ていきますと、一生懸命削減していますよというふうな姿も一部出てくるかと思えます。

ただし、今度15%の削減目標が出てきたのは29年度からですから、それからの今度削減目標の達成ということで進んでいかななくてはならないだろうというふうに思います。これで削減が達成されたというふうなことではないというふうに考えていきたいと思えます。

さらに、毎月1回だろうと思いますが、運営協議会なるものを設置して、今継続して相手方と運営協議をしておりますということですが、その内容というのは、できましたら令和元年、本年度ですね、12月議会、もしくは年明けての2年の3月議会、こういったところで運営協議会の進捗状況、あるいはどういうふうな話し合いが持たれたのかというふうなことを総合政策委員会のほうで報告をしていただきたいというふうな思いがありますが、その点についてはいかがでしょうか。

**○議長（下川 俊秀君）**

米満生涯学習課長。

**○生涯学習課長（米満 孝智君）**

運営協議会に伴う検証結果等につきましては、来年3月の総合政策委員会にてご報告させていただきますと考えております。

**○議長（下川 俊秀君）**

小林信一君。

**○議員（2番 小林 信一君）**

ありがとうございます。それでは、次に移らしていただきますが、先ほども少し言いましたけれども、中間市だけではなくて、どこの自治体でもこういった公共の施設の維持を今後どうしていくかというところで、頭を抱えているところは大きかろうと思います。

中には、先ほど言いましたように、閉館あるいは廃止、売却、そういうふうな形で施設の機能を消滅させていくというふうなところもありますが、何らかの方法を考えて一生懸命削減しながら運営をしていくと。

しかし、財政的に最終的に困難という壁にぶち当たれば閉鎖やむなしということも頭の隅に置いておく必要があるかと思えます。見直しを進める上で、もうこの施設は要るから最初から経費、修理してやりますよと、そういうふうなことじゃなくて、聖域なしの見直し、これを進めていただきたいと思います。

それでは、学校教育関係施設のほうに移らせていただきます。

先ほども31年3月に学校施設長寿命化計画が策定されました。今後さらに、中間市学校施設整備基本計画が策定されるというふうなことです。この長寿命化計画はどのようにいかにされ、取り扱われていくのか、これについてもお伺いをさせていただきます。

#### ○議長（下川 俊秀君）

片平教育長。

#### ○教育長（片平 慎一君）

本市は、六つの小学校と四つの中学校がございますが、いずれの学校施設も、昭和40年代から50年代に建てられ、校舎を中心に老朽化が進んでおります。

議員ご承知のとおり、これらの施設が建てられたころは、7,000人を超える児童生徒が在籍しておりましたが、現在は約2,800人ほどに減少しております。

全国的に同様の減少傾向が見られる中、文部科学省は全国の学校設置者に対しまして、学校施設の長寿命化計画を策定するよう求め、本市におきましては、中間市公共施設等総合管理計画における個別計画の一つといたしまして、本年3月に中間市学校施設長寿命化計画を策定し、長寿命化改修や建てかえの方向性、優先順位等を設定いたしました。

しかしながら、児童生徒数の将来の推計や教育効果、財政的な効果等を鑑み、考慮する上で学校施設の再編は大きな課題があり、同時に学校施設は、子どもたちの学習の場のみならず、地域コミュニティや防災対策の拠点施設等としての役割も求められており、住民にとっても最も身近で利便性の高い施設であると考えております。

このことから、学校の再編に関しましては、慎重な議論が必要と判断とし、今年度、本市職員で構成する中間市学校施設整備基本計画案策定委員会を立ち上げ、多様なニーズに充足しつつ、何よりも中間市の将来を担う子どもたちのための学校施設整備基本計画策定に向けた素案づくりを行っておるところでございます。

その後、令和2年度に学識経験者や本市住民、県教育委員会及び本市学校関係者等で構成する委員会を設置し、長寿命化計画でまとめられた内容を十分に生かしながら、中間市

学校施設整備基本計画を策定してまいりたいと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

小林信一君。

○議員（2番 小林 信一君）

ありがとうございます。今教育長の答弁の中で、ちょっとこれは言葉が長くなるんで、私も舌が回らない部分が出てくるんですが、中間市学校施設整備基本計画案策定委員会の立ち上げ、これを今年度するというふうに言われました。

2年度にはこれを踏まえての中間市学校施設整備基本計画を策定すると、これが最終的な委員会の取りまとめということになるかと思うんですが、この案を策定する委員会、これは現状どういうふうな状況になっておるんでしょうか、わかる範囲で教えてください、お願いします。

○議長（下川 俊秀君）

北原教育施設課長。

○教育施設課長（北原 鉄也君）

教育長及び本市職員18人で構成いたします当該委員会を本年7月に立ち上げまして、これまでに2回の会議を開催しております。第3回目を10月の中旬に開催する予定としております。

○議長（下川 俊秀君）

小林信一君。

○議員（2番 小林 信一君）

ありがとうございます。一応どういう形で行われるかと、概要的なものはわかりましたが、令和2年度には学識経験者や本市住民、県教育委員会、あるいは学校関係者等を交えての委員会が構成されると、こういう動きがあるんですが、ちょっと私が気になるのが、教育委員会には教育委員さん、通常、教育委員会は教育長を含めて4人の委員で構成されるようですが、その教育委員さんたちの活躍の場といいますかね、そういったものがこうした動きの中でなかなか見えてきません。

で、教育委員さんは、こうした中間の教育施策が大改革を迎えるというときに当たって、どういうふうな役割を果たされるのかというところをちょっとお尋ねしたいと思うんですが、よろしくをお願いします。

○議長（下川 俊秀君）

北原教育施設課長。

○教育施設課長（北原 鉄也君）

当然のことながら、策定いたしました内容等につきましては、定例の教育委員会にお諮りしまして、いろいろとご意見等お伺いしていきたいと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

小林信一君。

○議員（2番 小林 信一君）

教育委員さんも教育に関心が深く、学識経験も豊か、いろんな見識、識見も豊富な方ですよ、そういうふうなことで、私たち議会のほうも委員として承認をして、教育行政にかかわっていただいている方です。

こういった方が、しっかりとその任を果たすといえますか、活躍できる場、そういったところをしっかりと与えていただいて、委員さん方から得るものはしっかり得ていろんなものをつくり上げていただきたいと、そういうお願いをしておきたいと思います。

それでは、最後になりますが、これも私どもの手元にコンパクトシティ構想案というのが手元に届けられております。このコンパクトシティ構想案を見ますと、今後の将来の中間市まちづくりについて、それこそ見て、ああ、これが本当に実現できたらいいなと思うようなことがたくさん盛り込まれておるようです。

このコンパクトシティ構想案の中にも、例えば、ハーモニーホールと例えば中央公民館、これを一つの建物の中に入れていくと、複合施設をつくって見たらとか、ほかにもいろんな非常にユニークな構想が盛り込まれておるようです。施設を統合したときに、あいた土地を売却したら幾らで売れるぞというふうなことまで細かく書いてあります。

そういったことを含めまして、今は公共施設をどういうふうに関後取り扱っていくかというふうなことで、各部署でいろいろと考えてありますが、こういったコンパクトシティの構想案とこの総合管理計画ですね、これはどういうふうに関マッチさせていくんだらうかというところで、市長の思いなり、お考えをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

私が目指すコンパクトシティ構想、このコンパクトシティ構想とは、本市は北九州都市圏に属しながら、遠賀川を初めとする自然豊かな環境を有しておりまして、川のある風景が中間市を象徴する風景でもあります。

この川のある風景を舞台に、市民の皆様が住みやすい、住み続けたいと思えるようなちょうどいい生活都市を目指す、そんなまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

そのために必要なインフラ整備に向けまして、中間らしいコンパクトシティのあり方と実現に向けた取り組みの方向性を示すために、ニューコンパクトシティ構想案、これを新たなまちづくりの基本的な方向性を示すコンセプトとして提示いたしまして、さらにそのコンセプトに沿って複数のプロジェクト案を作成いたしました。

また、公共施設等管理計画につきましては、議員ご承知のとおり、財政状況が大変厳しい中、過去に建設された公共施設全てを維持更新していくこと、これは困難であるため、長期的視点に立ち施設の統廃合、長寿命化等により維持更新費用、これを縮減しまして、

将来においても市民の皆様が満足のいく行政サービスの継続、これを可能にするための計画であります。それと同時に、時代に即した新たなまちづくりに取り組んでいく計画であるという、その点で相互に関連性を持って進めてまいりたいと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

小林信一君。

○議員（2番 小林 信一君）

今後の中間市のまちづくり、これにかかわってくることでございますので、最初に言いましたように、公共施設の問題につきましても、市長が私が決定するというふうなことを言われました。このことを僕は大いに評価しながら、市長の今後の手腕、これに大きな期待を寄せて、中間市が一步でも二歩でも前に進めるように福田市長の力を発揮してくれる部分を期待しながら、きょうの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（下川 俊秀君）

これにて一般質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後 3 時 08 分 休憩

.....

午後 3 時 10 分 再開

○議長（下川 俊秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

日程第 2. 承認第 5 号

日程第 3. 承認第 6 号

○議長（下川 俊秀君）

これより日程第 2、承認第 5 号及び日程第 3、承認第 6 号の専決処分 2 件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。梅澤恭徳君。

○議員（12番 梅澤 恭徳君）

まず、質問に当たりまして質問事項が多数ございますので、私のほうで質問の概略をまとめた資料を作成しておりますので、答弁をいただく方、そして執行部の方、議員、そして傍聴者の皆様に資料を配布したいと思います。議長、よろしいでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

ああ、よろしいです。会議規則第 153 条の規定により、許可することにいたします。

職員に資料の配布をさせます。

(資料配布)

**○議長（下川 俊秀君）**

それでは、梅澤恭徳君、よろしく。

**○議員（12番 梅澤 恭徳君）**

ありがとうございます。まず、質問に入る前に9月3日の本会議にて、承認第6号の提案理由が述べられました。その内容を重複しますが、こちらで一度確認のため申し上げたいと思います。

損害賠償の額を定め、和解することにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分といたしましたので、ご報告を申し上げます。

本年2月1日午前9時50分ごろ、本市の職員が、市役所本館3階のエレベーター前を通過する際、エレベーターから出てきた来庁者である相手方と衝突し、相手方は、その衝撃で横転し、頭部及び腰部を床面に打ちつけました。

本件につきましては、事故の発生から約半年が経過しており、相手方に対して早急に示談をし、賠償する必要があることから、相手方と本年8月8日付で損害賠償の額を10万3,502円とし、和解することにつきまして、専決処分といたしました。

なお、損害賠償金のうち後期高齢者医療自己負担分となる1万1,990円を相手方に、9万1,512円を福岡県国民健康保険団体連合会に支払うこととなっております。

つきましては、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めらるものでございます。

本件発生後、当該職員及び相手方に対し事故の発生に至る経緯を確認し、相手方に対しまして複数回訪問し、謝罪を行っております。また、当該職員には厳重に注意を行っておりますが、今後、このような事態が起こらないよう全職員に対し指導を行ってまいります。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げますという提案理由が述べられました。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、冒頭に確認させていただきたいのですが、この被害者につきまして、民法上の損害賠償を行う上で、本案件の被害者については、事故における過失がなかったものとして処理されていますが、これは間違いありませんか。

**○議長（下川 俊秀君）**

答弁者、船津保健福祉部長。

**○保健福祉部長（船津喜久男君）**

おっしゃるとおり間違いございません。

**○議長（下川 俊秀君）**

梅澤恭徳君。

**○議員（12番 梅澤 恭徳君）**

それでは、1から9項目ありますので一括で質問をしたいと思います。その間に、市長

と答弁いただく部長の方、質問書を目を通していただければというふうに思います。

1番、市民の安全を守るべき市庁舎内で惹起した本件は、82歳被害者女性に法令上の明白な過失がなければ、当然市の責任において最大限の配慮と手当てをし、誠意ある対応をしなければならない事案であったと考えますが、私の手元にある担当部署で作成された経過報告を見る限り、市民の安全を守り生命財産を守るという行政の責務とは、ほど遠くかけ離れた対応をされているように思えてなりません。

本年2月1日の事故発生後、同日2月1日、被害者女性の受傷状況を確認するために病院へ同行されておりますが、その後2月2日に他の病院に改めて再受診されておられますが、その際は同行されておられません。特別に同行助力をし、受傷ぐあいの確認ができなかった理由があるのでしょうか、所管部長の答弁を求めます。

2、このような事故の対応は、事故発生時の初動対応が極めて大事だと思いますが、2月1日の事故発生から2月25日までの初動期間の対応を確認いたしました。市のとるべき行動と意思表示が十分に行われていたとは到底思えません。

市庁舎内で職員の過失により高齢者の方に被害、傷害を与えた事実、わかりやすく言いますと、この事件は被害者女性に生命の危険をもたらしたかもしれない、今後の生活に重い後遺症を与えたかもしれない事故であったわけでありまして、おのずとその認識があればもっと丁寧な誠意ある対応、言い換えれば、毎日とは言わないまでも、頻繁に出向いて病状を確認し、困っていることがあれば手を添えて助力する姿勢があったのか、極めて疑わしく思われます。

25日間の間で出向いたのは、2月1日の事故発生日と2月18日の2回のみでありまして、その間おおむね電話による対応をされております。何ゆえこの程度の対応になったのか、理解に苦しみます。初動対応に不手際というか、誠意のある助力をされたのか、その認識を伺いたいと思います。

3、2月1日の事故発生後、当然しかるべき事故報告をされておられますが、関係部署の責任者を經由して事故報告が福田市長の決裁まで受けているようですが、ということは、市長にも事故報告がなされており、市長も2月5日に決裁をしておられるわけですから、当然事故発生的事实を承知されておられたものと思います。市長は決裁された2月5日の時点で、事故内容を含めた事故発生的事实を掌握されていたのでしょうか、伺います。

4、福田市長が掲げられる全力発進、市民の安全安心の確保という政治姿勢からしますと、本件は被害者が80歳を超える高齢者でもあり、市の庁舎内で職員の過失により重大な肉体的・精神的被害を与えた事故であり、本来ならば事故発生時に事故内容を確認、精査し、被害者のもとへ市長みずから出向いて謝罪をし、事故対応について責任を持って対処しますと述べられてしかるべきと思いますが、市長はそれをされていない。報告の決裁はされているけれども、詳細が把握できていないからされなかったのか、それとも本件は担当部署のみで対応する事案と考えられたのか、そもそも失礼な言い方をさせていただき

ますが、その意思が全くなかったのか、お伺いいたします。

5、福田市政におかれまして、事案にかかわらず、執行者及び執行補助者と各部署との意思の疎通が十二分に図られておられるのか、本事案に対する対応を見る限り、どう考えても疑問に思えてなりません。後ほど質問いたしますが、決裁をしたが、知らなかったなど到底あり得ないことだと思います。しっかりとした報告が上がってこなかったからされなかったのか、そのような対応をされる市長ではないと思っております。報告を受けた事実関係はどうだったのか、さらに何ゆえ所管部長より直接口頭による事故報告がなされなかったのか、伺いたいと思います。

6、市長は、本議案を専決処分するに当たり、被害者女性におわびとお見舞いをされたのでしょうか。もし万が一行かれていないとしたらその理由を教えてください。

7、8月20日、被害者女性との間で和解が成立しております。和解するに当たって和解条件を提示されておられますが、当然本和解は損害賠償について和解するわけですから、損害賠償の内容は被害者に対して詳細に説明を行ったものと思います。どのような説明をされたのでしょうか。

通常、損害賠償においては、被害者の状況にもよりますが、一般的には医療費、休業損害費、慰謝料、後遺障がいによる逸失利益、諸雑費等が損害賠償の対象になりますが、事故発生が2月1日、その後4月1日に至るまで14回の受診、そして和解の成立が8月20日となっておりますので、事故発生から約6カ月以上経過しております。通常でありますと、慰謝料の発生及び後遺障がいの認定が可能となり和解の対象となりますが、本件の和解では、医療費の本人負担分及び国民健康保険の第三者行為負担分のみが損害賠償の対象となっておりますが、なぜこのような形で和解が成立したのか疑問であります。

損害賠償を提示する時点で、以上申し上げた点について十分な説明がなされたのか、十分な説明をされた上で被害者が求償権を放棄されたのか、これはあり得ないと思いますが、医療費のみを支払うとの条件で被害者に提示されたのか、本件被害者の年齢を考えると、被害を受けたことによる精神的苦痛及び後遺障がいが発症する確率が考慮されてしかるべきであり、被害者が一方的に求償権を放棄しない以上、市庁舎での職員の過失による事故であることを加味しますと、当然申し上げた点について和解に織り込まれていかなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

8、本事案は庁舎内での職員の過失による事故でありますから、2月1日に甲決裁の起案がなされております。市民の安全安心にかかわることなので、所管部署より市長に対して口頭による事故発生の状況報告があつてしかるべきと思いますが、所管部署より口頭での報告がなされたのか、それとも市長は報告自体を受け付けなかったのか。万が一、口頭による報告を割愛したとすれば、これはゆゆしき問題であります。その点について答弁を求めます。

9、本事案の重要性を考慮すれば、2月5日に決裁をした時点でみずから事実を確認し、

過失の程度にかかわらず本件被害者に対して迅速なおわびと今後の対応をなされてしかるべきであると考えますが、経過報告等を拝見した限りでは、市長は何ら被害者に責任ある対応をなされた事実が見当たりません。

まず、伺いたいのですが、初動時及び8月20日の和解時に至るまで、被害者に面談を求め、被害を与えた事実について謝罪をし、誠意を示すことが市のトップの責任だとは思いますが、いかがでしょうか。

以上、9項目について回答を求めます。

**○議長（下川 俊秀君）**

1項目から回答を求めます。船津保健福祉部長。

**○保健福祉部長（船津喜久男君）**

まず、1項目めの件でございます。特別に同行助力をし受傷ぐあいを確認ができなかった理由があるのかというご質問でございます。

まず、1日の事故発生日、これは担当課長岩河内と担当職員が同席をして状況を伺っております。身内の方にもお願いして診察室にも入らせていただいて、医者から直接話を伺っているところでございます。その後、そのほかのことはどうでしょうかとご本人にお尋ねしましたら、様子を見たいというお話がございましたので、受診する際にはぜひ連絡をくださいということで課長のほうからお伝えをしておりました。そして、実際にこの方が受診をなさったのは2月2日の日でございます。土曜日でございました。でしたので、連絡がつかなかったのか、もしくは休みだから連絡しても仕方がないと思われたのかはちょっとははっきりわかりませんが、実際に受診をなさって骨折はなかったという診断を受けられたと。それを月曜日の午前中に課長のほうにご連絡をいただいております。ですから、特別に同行助力をしなかった理由というのがあるわけではございません。

1項目めについては以上でございます。

2項目めでございます。対応は初動が極めて大事だと思いますということで、確かにございます。2月1日の事故発生から25日までの間、確かにご訪問はしておりません。

18日に私も同行して訪問をしておりますが、1日それから間で訪問というのは特段ございませんでした。これは、ご本人方が4日の日に見えたこともありまして、ある程度治療もできるのかなということではございましたけれども、電話連絡をとりながら伺いして謝罪をということでお話をしておりましたところでございます。18日にそれがなかったということでございます。ですから、初動対応に誠意がなかったと言われてはございますが、確かにもっと丁寧な誠意ある対応というのはできたかもしれませんけれども、不手際とまでは言えないのかなというふうに認識をしておるところでございます。

2項目めまでは以上でございます。

**○議長（下川 俊秀君）**

福田市長。

## ○市長（福田 浩君）

3項目めからお答えさせていただきます。

まず、2月5日に決裁をしているということで、これは報告受けております。これは、あくまでも電子決裁でこういう事故がありました。そうですかと。そしたら、こういうことに関しては懇切丁寧に対処しなさいということは、それは当然ながら私のほうから言わせていただいております。ですから、ご指摘のとおり、何かただ僕が何か決裁だけで何も知らんぷりしていたんじゃないかというようなことは全くございません。

それと、これ、逆に、非常に私反省しているところなんですけども、今こういうことがあってこういうことを指摘されたときに、私自身、市長となって2年なんですけども、まだまだ市の代表としてこういう考慮に欠けているな、こういうやっぱり職員が市民と接触事故を起こして、そしてこういう決裁が回ってきたときは事細かくここまでやっぱりケアをしなきゃいけないんだなというふうに今反省しております。

ですので、その意思が全くなかったとか、こういう考えは全くなくて、これはもう私の不徳のいたすところで、この80歳の女性がそこまでの肉体的なそして精神的な被害を与えられていたんだな、受けていたんだなということは、今、ちょっと申しわけございません、感じているとこで、反省しているとこでございます。当然ながら行くべきでしょうねというふうに私は思っています。行くべきでしょう。これは、もう私の不徳とするところです。職員が全く悪いことではありません。僕の人間性だと思っております。非常に勉強になっております。

それと、次、5です。十二分に図られていない、職員との意思疎通。これもご指摘のとおりだと思っております。これも、やっぱり首長として2年間行政を預かっておりますけども、やっぱり人それぞれです。本当に僕のことを100%信用してくれる職員、そしてまだまだ色眼鏡をかけて見ている職員、いるはずですが、でも、一步一步、一日一日、日進独歩ではありませんけども、日に日に僕の考えそして意思が職員と、本当、意思疎通これが十分に図られるように頑張っていかなきゃいけないことだな。そういう点におきましても、今回の、本当に大事に至らなかったからよかったですけども、この事件をきっかけにさらに意思疎通を図らなきゃいけないなというふうに思っております。

そして、口頭による事故報告がなされなかった、なぜかと。まずは、これ、私個人で聞いていただきたいのですが、事故があったことは聞きました。そして、それなりの対応をちゃんととりなさいという指示はしております。これは、当然ながら各部課長にしております。当の被害者から何も、いわゆるなかったよと、ということはちゃんとこちらから謝ったんだね、ちゃんと話をしたんだよね、だからお互いに示談で済んだんだよね。これというのは、言うたら、こちらがただ事故を起こしたから、はい、ごめんなさいではなくて、恐らく誠心誠意やった結果じゃないだろうかと。これは、僕としてはまず職員をよかったねというふうに思えるのと同時に、もう一つは被害に遭われた方々がその職員の謝り方そ

しておわびに関して理解をしてくれたからだと重々に思って、それはお互いによかったことじゃないかというふうに思っておりました。

しかしながら、何度も申し上げますけども、本来ですとその職員のトップである僕がやはり被害者のところに行って、このたびは申しわけなかったというおわびを言うのが筋だと思います。それは、もう本当に私は市長として欠けているとこだと思っておりますので、深くおわび申し上げます。

もしよければ、今この場をおかりしてなんですけど、もしよければ時間をとってこの被害者のところに行って、まずおわびをしたいと思っております。

それと、次、7番目ですか、このような案件になるには、やはり当事者の被害者の遭われた方がどのような状況だったのか、そして休業補償ですとか慰謝料等を加害者であるうちの職員にそれを言っていたのかというそういうところからなってしまうんですが、いずれにしても、和解をしたということですので、これはもうちょっと詳しく当事者に私が実際に会って、もしかしたら、ここに書いてあるように、ひょっとしたら一方的に何かうちのほうが出たのかもしれないということがありますので、それも含めて被害者の80歳の方にお会いして事情を聞きたいと思っております。

それと、いずれにしても8番、9番、このことは本当に私個人の不徳といたすところで、まだまだ市長としての自覚が足りないということは、本当にこの場をおかりしておわび申し上げます。そして、一日も早く、その被害に遭われた、精神的苦痛を負ったであります女性にお会いして、事の成り行き、そしておわびを申し上げて、本人からまだどういふことがあるのか、それも聞きたいなと思っております。

私からもうこれ以上は言いたくないんですが、一つだけ、ただ一つだけ私が言わせていただければと思っておりますけども。こういった事例の内容の細かいことではなくて、ある事故が起きて、当事者同士が、細かいことは言いません。何かあって、ごめんなさい、済いませんでした。そして、入院したところにも行って、ごめんなさい、済いませんでしたと多分言ったんでしょう。言ったと書いてあります。そして、被害に遭われた方が、まあまあいいよと、もうそこまで謝ってくんなくってもいいよと、例えばそれが本当の話で、お互いに和解をして、本当に仲よくなって、いいよいいよとお互いにわかり合えるような、そんなもし事例であったんならば、僕は逆によかったねと、誠心誠意謝ったからだよと。それと、もう一つは、受け取る方が本当に職員に対しての思いやりの心、多分持ってくれたおかげでお互いに和解、これは和解というものになったんだと僕は信じておりました。

でも、今回この文を読ませていただいて、こんなことになっていたのかと、ちょっと本当に被害に遭われた方がこういうふうに変な苦痛を負っていたと（「事故の内容を詳しく聞いていないんでしょう、話を」の声あり）聞いていません。（「そうやろ、それでそんな回答になるんやろう」の声あり）そういうことです。

ですから、答弁何度も言いますが、私がそうになっていると思わなかった僕の個人の

不徳といたすところなので、それはおわび申し上げます。そして、一日も早く、何度も申し上げますけども、本人にお会いしておわびを申し上げたいと思っております。

私からは、以上です。

○議長（下川 俊秀君）

梅澤恭徳君。

○議員（12番 梅澤 恭徳君）

誠意ある答弁だったとは思いますが、

ただ、やっぱり今申し上げたように、事故の確認をされていなかった、ここが一番のやっぱり問題だと思います。そして、わからないのに、わかっていなかったのに、認識が欠けていたにもかかわらず指示を出したというふうにおっしゃられておりました。実際に指示聞かれた職員がどれだけいらっしゃると思いますか。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長、どうぞ。

○市長（福田 浩君）

部長以下には指示を出してありますので、当然、下々というか本人まで行っていると僕は認識しておりますけども。

ですが、先ほど言われたようにそれが意思の疎通されていないんじゃないかという指摘になる、ここだと思っております。これは、もうこれから意思の疎通を図るように、やはり確認とは言いませんけども、なるように、それもやはり私の資質だと思っております。ちょっと言い方汚いかもしれませんが、許してほしいんですけど、僕をなめているんだと思っております。だから、簡単に言うんです。そうならないような、やっぱりそれは僕自身に問題があると思っておりますので、一言が重く受けとめられてしっかり守っていかなくやいけないような職員に育ててほしいし、逆に信頼を得れるような私の日々の行為を、行動をやっていきたいと思っております。

○議長（下川 俊秀君）

梅澤恭徳君。

○議員（12番 梅澤 恭徳君）

そうですね、信頼得られるようにお願いします。

それと、少しちょっと認識の違いがあったんで、少し経過報告で説明をしたいんですけども。

2月4日の時点で、直接、被害者の女性とつき添いの方が来庁されているんです。そこで、今回の事件についての確認となぜぶつかったのか、そこを確認されたのが一つと。謝りの言葉がないと言われているんです。2月4日の時点、2月1日に事故が起きて、2月4日の時点で謝りの言葉がないと言われているんです。やはり、初動対応にこれは不手際があったと言ってしかるべきだと私は思っています。

その上で、今後こういった事例がまた発生するかもしれないということで、やはり庁舎含めて、我々議員も市民と同じ目線に立って、80歳という高齢の女性が倒れた、やっぱり危うく命まで落としかねない事故だったかもしれません。今回は、やっぱり腰部、頭部の打撲等で済んだかもしれないんですけど、今後このようなことがないようにやはり再発徹底すべきだと思いますが、その辺トータルの認識含めて、最後答弁お願いします。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

今、議員がおっしゃるとおりだと思います。そうですし、そうありたいと思っています。そうしなければいけないと思っています。

いずれにしても、一つのこういう事例が非常に我々個人、職員並びに議員の皆様、そしていろんな方々にとって、もしかしたら自分にあす加害者になるかもしれない、そしてもう一つは被害者になるかもしれないという自覚を持って生きていかなければ、生活をしていかなければいけないと思います。

ですから、何度も申し上げますが、今回のこのこと、ありがとうございます。非常に、私の資質として至らなさを自覚させていただいたことだと思っております。そして、やるべきことは当然ですけれども、加害者の職員が先頭に立ってもし何か庁内を走ったり、あるいは慌てている事例があっても、だめなんだよというようなリーダー的存在になって、こういうことがあったんだから注意しましょうねというようなリーダー的存在になってくれることを望んでおります。

それと、私は、先ほどから申し上げますように、まだまだ未熟でございますので、こういった事例一つ一つを自分の中で自覚して、そして行動していきたいと思っております。

○議長（下川 俊秀君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております専決処分2件は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより、専決処分2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず承認第5号専決処分を報告し、承認を求めることについて（損害賠償の額を定め、和解することについて）を起立により採決いたします。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

全員起立であります。よって、承認5号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第6号専決処分を報告し、承認を求めることについて（損害賠償の額を定め、和解することについて）を起立により採決いたします。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

---

日程第 4. 認定第 1号

日程第 5. 認定第 2号

日程第 6. 認定第 3号

日程第 7. 認定第 4号

日程第 8. 認定第 5号

日程第 9. 認定第 6号

日程第10. 認定第 7号

日程第11. 認定第 8号

日程第12. 認定第 9号

日程第13. 認定第10号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第4、認定第1号から日程第13、認定第10号までの決算認定10件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております決算認定10件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第14. 第37号議案

日程第15. 第38号議案

日程第16. 第39号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第14、第37号議案から日程第16、第39号議案までの補正予算3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております補正予算3件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

---

日程第17. 第40号議案

日程第18. 第41号議案

日程第19. 第42号議案

日程第20. 第43号議案

日程第21. 第44号議案

日程第22. 第45号議案

日程第23. 第46号議案

日程第24. 第47号議案

日程第25. 第48号議案

日程第26. 第49号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程17、第40号議案から日程第26、第49号議案までの条例改正10件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております条例改正10件は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の各常任委員会に付託いたします。

---

日程第27. 第50号議案

日程第28. 第51号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第27、第50号議案及び日程第28、第51号議案の条例制定2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております条例制定2件は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の総合政策委員会に付託いたします。

---

**日程第29. 第52号議案**

**日程第30. 第53号議案**

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第29、第52号議案及び日程第30、日程第53号議案の市道路線2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております市道路線2件は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の産業消防委員会に付託いたします。

---

**日程第31. 会議録署名議員の指名**

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第31、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、堀田克也君及び草場満彦君を指名いたします。

○議長（下川 俊秀君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午後3時44分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長            下   川   俊   秀

議 員            堀   田   克   也

議 員            草   場   満   彦

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員